

官報  
号外  
昭和四十年五

昭和四十年五月十二日

一、日程第一一 核原料物質、核燃料物質及び  
原子炉の規制に関する法律の一部を改正する  
法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第一二 食料品総合小売市場管理会法  
案(第四十六回国会内閣提出衆議院送付)

同 同 同 同 同  
河野 研敬君  
謙三君  
松野 孝一君  
并野  
浅井  
白井  
亨君  
勇君  
高橋文五郎君  
建設委員  
通信委員

昭和四十年五月十二日(水曜日)

午前十時二十九分開議

○議事日程 第十九号

午前十時開議

**第一** 砂糖の価格安定等に関する法律案及びこの繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三二号)(趣旨説明)

## 第二 優生保護法の一部を改正する法律案（社 会労働委員長提出）

**第三 港湾労働法案(内閣提出、衆議院送付)**  
**第四 戰傷病者特別援護法の一部を改正する法**

第五 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給  
法案(内閣提出衆議院交付)

**第六 戰傷病者戰沒者遺族等援護法等の一部を  
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

**第七 閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に關する法律案（平島敏夫君外一名発**

九  
議

第九　日本自動車ターミナル株式会社法案（内  
出、衆議院送付）

閣提出、衆議院送付)

## 第一一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 院送付)

昭和四十年五月十二日 參議院會議錄第十八号

議長の報告

した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

公職選舉法の一部を改正する法律

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

森林開発公団法の一部を改正する法律

山村振興法

審議会委員に就くことができるとき議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、参議院議員矢山有作君が畜産物価格審議会委員に就くことができるとき議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、参議院議員八木一郎君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができるとき議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に津田正夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、大蔵大臣房長村上幸太郎君は大蔵省主計局長に、同主計局長佐藤一郎は大蔵事務次官をもつて経済企画庁長官官房長村上幸太郎君は大蔵大臣房長に、大蔵大臣房長谷村裕君は大蔵省主計局長に、同主計局長佐藤一郎は大蔵事務次官に、大蔵省主計局次長澄田智君は経済企画庁長官官房長にそれぞれ任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日本院は、内閣総理大臣宛、左の者を第四十八回院に通知した。

際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

の件

外務委員会に付託

証券取引法の一部を改正する法律案

農地管理事業団法案

農林水産委員会に付託

新東京国際空港公团法案

運輸委員会に付託

地方住宅供給公社法案

建設委員会に付託

公害防止事業団法案

内閣委員会に付託

同日本院は、両院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

旨の通知書を受領した。

漁港法の一部を改正する法律

千日内閣総理大臣から議長宛、經濟企画庁長官官房長澄田智君外二名(去る四月二十八日議長承認)

を第48回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問主意書(須藤五郎君提出)

同日内閣から左の質問主意書が提出された。

千日内閣総理大臣から議長宛、經濟企画厅長官官房長澄田智君外二名(去る四月二十八日議長承認)

を第48回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

福岡県八女市助役選任に関する自治省の不当な干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問主意書(須藤五郎君提出)

同日内閣から左の質問主意書が提出された。

五九二

運輸委員	野上	淮君
予算委員	久保	勘一君
決算委員	上林	忠次君
同	坪山	徳弥君
議院運営委員	鳥島徳次郎君	
地方行政委員	北口	龍徳君
同	(国会法第四十二条第一項の規定によるも)	中上川アキ君
法務委員	野上	進君
大蔵委員	増原	惠吉君
同	館	哲二君
社会労働委員	日高	広爲君
農林水産委員	斎藤	昇君
商工委員	沢田	一精君
同	山本	杉君
運輸委員	後藤	義隆君
予算委員	上林	忠次君
決算委員	久保	勘一君
同	丸茂	
議院運営委員	増原	惠吉君
同	坪山	徳弥君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。		
決算委員会		
理事	北口	龍徳君 (北口龍徳君の補欠)
国際労働条約第八十七号等特別委員会		
理事	草葉	隆圓君 (草葉隆圓君の補欠)
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。		
閉鎖機関令等によつてされた信託の処理に関する法律案(平島敏夫君外一名発議)		
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを石炭対策特別委員会に付託した。		

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建設省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一節を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

律の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

内閣委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

会社更生法の一部を改正する法律案（田中武夫君外二十二名提出）

同日委員長から左の報告書が提出された。

港湾劳働法案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

同日内閣總理大臣から議長宛、去る四月三十日付をもつて通商産業省鉱山保安局長川原英之君は通商産業大臣官房付に、去る四日付をもつて外務省アーリカ局長安川壯君は同北米局長に、同欧亜局中近東アフリカ部長力石健次郎君は同中近東アフリカ局長に、外務大臣官房会計課長谷盛規君は総領事にそれぞれ任命され、また同日付をもつて外務省移住局長心得山下重明君は廢職となつたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領し

同	社会労働委員	中上川アキ君
同	法務委員	北口 龍徳君
大蔵委員	野上 増原 館	野上 増原 館
同	農林水産委員	日高 斎藤 昇君
商工委員	沢田 一精君	沢田 一精君
同	運輸委員	鳥畠徳次郎君 哲二君
予算委員	山本 杉君	山本 杉君
決算委員	後藤 義隆君	後藤 義隆君
同	議院運営委員	上林 忠次君
同	議院運営委員	丸茂 重貞君
同	地方行政委員	久保 勘一君
法務委員	坪山 徳弥君	坪山 徳弥君
大蔵委員	増原 恵吉君	増原 恵吉君
同	社会労働委員	村上 春藏君
同	農林水産委員	沢田 一精君
商工委員	後藤 義隆君	後藤 義隆君
同	運輸委員	鳥畠徳次郎君
予算委員	日高 広爲君	日高 広爲君
決算委員	斎藤 哲二君	斎藤 哲二君
同	議院運営委員	杉君 薩摩君
同	同	北口 龍徳君
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措	野上 忠次君	野上 忠次君
同	丸茂 重貞君	丸茂 重貞君
同	鳥畠徳次郎君	鳥畠徳次郎君
同	上林 忠次君	上林 忠次君
同	坪山 徳弥君	坪山 徳弥君
同	久保 勘一君	久保 勘一君
同	野上 進君	野上 進君
同	増原 館	増原 館
同	鳥吉君	鳥吉君
同	哲二君	哲二君

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案平島敏夫君外一名発議)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

福岡県八女市助役選任に関する自治省の不當干渉及び和歌山県海南市議会の憲法、地方自治法等違反事件についての質問主意書(須藤五郎君提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和三十九年度第三・四半期における予算使の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省企業局長島田喜仁君の第四十八回国会政府委員免じた旨の通知書を受領した。

一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員	佐野	芳雄君
社会労働委員	鈴木	強君
通信委員	久保	等君
建設委員	大和	与一君
大蔵委員	大和	与一君
社会労働委員	久保	等君
通信委員	鈴木	強君
建設委員	佐野	芳雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員  
社会労働委員  
通信委員  
建設委員

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案

同日議長は内閣総理大臣宛 左の者を第四十八回  
国会政府委員に任命するこ を承認した旨回答し  
た。

外務省北米局長 安川 壮君

外務省中南米、移住局長 廣田 権君

外務省中近東アフリカ局長 力石健次郎君

外務大臣官房会計課長 鹿取 泰衛君

通商産業省企業局長事務代理 乙竹 虞三君

通商産業省鉱山保安局長 森 五郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省北米局長安

川壯君外五名(前掲議長承認)を第四十八回国会政

府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許

可した。

内閣委員

地方行政委員

同

法務委員

外務委員

大蔵委員

文教委員

同

社会労働委員

(国会法第四十二  
条第三項の規定  
によるもの)

同

商工委員

運輸委員

通信委員

建設委員

同

予算委員

決算委員

懲罰委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



農林大臣の指示に基づき、国内産ブドウ糖の製造事業者から、その申し込みに応じて、イモでん粉を原料として製造されるブドウ糖を買入れ、かつ、売り戻すこととしております。このような措置により国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持を行ない、糖価の安定措置と相まって、甘味資源作物の生産農家の所得の安定をはかることとしたしておるのであります。

第三は、糖価安定事業団についてであります。以上に述べましたような事業の実施にあたるため、輸入にかかる砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持のための糖価安定事業団を設けることいたしております。なお、輸入糖の価格調整は、昭和四十砂糖年度から行なうこととしております。

以上が砂糖の価格安定等に関する法律案の趣旨でございます。

次に、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

沖縄における砂糖の生産は、近年飛躍的に増大し、そのほとんどが本邦に輸出され、わが国の砂糖の重要な供給源の一つとなつておりますとともに、サトウキビ及び砂糖の生産の沖縄における農業及び経済に占める地位はきわめて高く、したがつて、国際糖価の低落時には、沖縄におけるサトウキビ生産農家の受ける影響には著しいものがあると考えられるのであります。

そこで政府いたしましては、沖縄に対する援助措置の一部として、サトウキビの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法によりまして、国内産糖に準じ沖縄産糖の政府買入れを行なつておる次第であります。今回、砂糖の價格安定等に関する法律案において、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持の方法を改正することといたしましたことに伴い、沖縄産糖の価格支持の方法につきましても国内産糖に準じ改正することが

適當であると考えられますので、ここに沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

この法律案の要旨は、第一には、砂糖の価格安定等に関する法律案の規定により設立されることとなる糖備安定期事業團の業務として沖繩産糖の買入れ及び売り戻しの業務を行ない得ることとしたことであります。第二には、農林大臣は、毎年、糖備安定期事業團の沖繩産糖の買入れの価格を定めることとし、これを下つて砂糖の価格が低落している場合において農林大臣が指示したときは、糖備安定期事業團は沖繩産糖を賣い入れるものとし、買い入れの発動要件を明確化したことになります。

以上が沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

小宮市太郎君。

〔小宮市太郎君登壇、拍手〕

○小宮市太郎君 ただいま議題になりました砂糖の価格安定等に関する法律案及び沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、私は日本社会党を代表いたしまして、佐藤総理並びに閣僚各大臣に質問をいたしたいと思います。

この法案は、農林省が表明するまでもなく、その主目的は農政上の問題で、国内の甘味資源生産農業の保護にあると理解しております。わが国における甘味資源としては、北海道等のてん菜を原料とするてん菜糖、甘蔗を原料とする南西諸島、沖繩甘蔗糖、それと、国内産でん粉を原料とするブドウ糖がありますが、甘味資源の生産の振興、砂糖及びブドウ糖の政府買い入れを行なうこととを内容とした甘味資源特別措置法が第四十六回国会で成立を見たのであります。ところが、昭和三十八年八月末に、抜き打ち的に無謀な原糖の輸入自由化が行なわれ、その後、三十八年末に砂糖小売

り価格は一キロ百八十九円に暴騰いたしました。砂糖メークターは大きな利益をあげ、設備投資競争を始めたのであります。しかし、その後は国際価値が大暴落を続け、一方、思惑輸入で在庫をかえたメーカーの過当競争も手伝って、現在は小売価格一キロ百三十円以下に暴落したのであります。したがって、てん菜、甘蔗、イモでん粉等の国内甘味資源に大打撃を与えて、ブドウ糖など中大型者の経営難を引き起こしております。このところ砂糖價格の大変動による消費者や国内甘味資源生産農民への犠牲のしわ寄せは、政府の無計画な砂糖政策に責任があるのでないか。政府はまず、砂糖類の長期需給計画を樹立し、国内甘味資源の生産計画についても明確な目標を責任をもつて示すべきであるのに、今度の法案は、官僚的統制色のきわめて濃厚なものをしておるのであります。こういう法案を出さざるを得なかつた眞の理由は何か。私は佐藤總理に承りたいのであります。

争事の小売販賣業者による上部が分離され、精糖業者のひもつき事業團となるおそれがないとは言えないのです。國日本の中には、黒い法案という批判さえござります。この際、食管会計砂糖勘定で國が輸入糖を管理する。すなわち、甘味資源の生産の振興と糖業の発展及び糖価の安定をはかるためには、たとえアルコール専売のことく、砂糖の國家管理の方法をこれ以外に方途はないと思ひますが、總理の意見を承つておきたいのであります。

次は、赤城農林大臣に質問をいたしたいと思います。甘味資源特別措置法が成立した当時は、世界的な砂糖不足で、國際相場も異常に高騰を見ており、平常時の四ないし五倍にも達しておつたのであります。したがつて、甘味法がなくても、国内産糖、ブドウ糖は採算がとれる状態であったのであります。しかし、安易な考え方で甘味法を制定したと言ふべきで、見通しが甘かつたのではないか。甘味法成立を境として、皮肉にも國際糖価は暴落を続けました。高騰時の五分の一ないし四分の一という糖価になつてしまつたのであります。甘味法の完全運用を行なうとすれば、恒常的な国内産糖の大量買い入れを行なわなければならぬこととなり、政府買い入れ予算の大額な増額が必要となる。言ふならば、糖価低落によつて、国内甘味資源業界の苦悩の原因は、池田内閣の無謀な原糖の自由化にあると思うのであります。政府は、将来の砂糖類の需給をどう考へているのか。また、国内自給度をどう考へるか。また、法案の中で、長期需給計画の策定公表について明確に定めるべきではないかと思ひのであります。また、主産地各つゝては、選定を願いたいのであります。

的拡大の重要な作物として、生産者米価の算定と同様に、生産費所得補償方式に基づいて支持すべきだと思うのですが、特に今年は異常気象によりまして冷害が予想されております。耐寒作物でありますバレイシヨ、てん菜の作付増加が予想されるのでありますから、国内甘味資源の買い上げ数量を弾力的に増加し、十分な価格支持を行なう必要があると私は考えますが、大臣の考えをこの際、承っておきたいのです。

置するといふ考はございませんが、これも承つておきたいと思います。

の援助によって、価格調整、生産調整で切り抜きようと考えている向きがござります。国民はこれに対しても納得はできないと思うのです。独裁法たてまえからも問題があるのではないでしょか。このように消費者を無視した価値対策を議論するよりも、業界の体质改善が先決ではなかろうと思ひます。また、砂糖価格を上げることで企業の安定をはかるなどをやめて、価格を制する措置として、流通過程の合理化、流通機構の整備など、早急にすべきことではないでしょ

けられたわけであります。ところが、その後は、お説のとおり、国際糖価の大暴落にあいまして、この暴落が国内甘味資源の価格にも非常な影響を与えてきた。ただいま申す、ような育成強化の対策も十分効果をあげ得ないその際に、ただいまのような悪影響を及ぼしてきたということであります。これは御指摘のとおりでござります。したがつて、今日がよくな状態で、国内甘味資源も育成強化しなければならない。どうしたらいいかといふのが、今回の法律案の提案になつたのであります。

また、南西諸島及び沖縄では、官領等の分離地で、強い作物として甘蔗の生産が増加しております。沖縄産糖も国内産糖同様に保護していく必要があります。特に沖縄の甘蔗生産の増加は、米の輸入自由化で圧迫をされ、水田作付面積が二割を激減しているためでもあります。わが国の砂糖類の需給計画を正しく策定する上からも、沖縄の農業生産と農家生活を安定向上させるためにも、沖縄の施政権を返還させ、日本の農政が行なわれるよう、前向きの姿勢で取り組むべきだと思いますが、いかがございましょう。甘味資源特別措置法も満足に行なえないのに、この法案を出してこらへに複雑にして混乱させるばかりではないかと私は思うのです。

次に大蔵大臣にお尋ねしたいと思います。  
事業団方式でなく、食管会計砂糖勘定で国が輸入糖を管理すれば、政府は需給計画に基づいて必要な量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入者は認めないとすることになります。すると、政府輸入の立場から、関税を免除して、高い砂糖を消費者に押しつけないで済むと思うのですが、どうなものでしょう。また、消費税についても無法が高いという国民の声は強いのですが、この消費税を廃止する意思はございませんか。国内資源、砂糖、豆粉、ブドウ糖など甘味資源生産保護の立場から、予算の裏づけがなければ甘味資源特別措置法の完全運用はできないと初めからわかつて置いたのです。うなづきながらお尋ねいたします。

か。その指導の具体策があればお示しを願いたいのです。糖価安定を真に消費者の家計安定のために行なおうとするならば、末端の小売り價格についても適正な標準價格を定めるべきでござるが、また、溶糖規制の割り当て量基準を明確にする必要があると思ひます。どうでしよう。

最後に、私は経済企画庁長官にお尋ねをして、わざといつも思います。

甘味資源に限らず、わが国の農業は、現在直に保護政策をやめられない状態にあることは御知のとおりであります。農業の近代化、合理化が進められている途上で、その進展も遅々たるものがあります。とても国際競争に耐え得る体制でないのです。しかもかりに、貿易の自由化によつて、

て、皆様の御審議を得まして、価格の安定、需給の調節等をはかつてまいりたい、かように私はどうもは考へておるところでござります。この問題をめぐらまして、できるだけ需給の計画を立てて、そうしてそれに基づいて国が処理すべきではないか、こういうお説がありますが、この点は、最後の私に対するお尋ねにも関連をいたしますが、しかし、もちろん需給計画そのもの全然なしにこういう甘味資源というような大事な問題に取り組んでおるわけではございません。しながら、いわゆる統制的な、計画的なものじやないということは、これも御承知がいただけるだろうと思います。

また、自由競争のもとでおきましては、価格の

砂糖価格が定められては、関税と消費税を併せて、そのままに据え置いて、砂糖価格安定事業団の買入を充て、充てられ充て渡し操作で砂糖を安定させようといふのであります。この場合予想される安定価格は、国際水準等と比較して過過ぎるのではないか。歐米諸国の砂糖小売り価格は一キロ当たり九十九円から百二十五円ぐらいであると聞いておおきな差異が生じます。安定上限価格と下限価格の幅も大き過ぎるのではないか。われわれは事業団方式ではなく、食糖会計砂糖勘定で國が輸入糖を管理して、関税も含めて、当分で、国内甘味資源の保護、消費者価格の引き下げをはかること、また、消費税を廃止して糖価格を引き下げるべきだと考えるのです。また、砂糖類の需給計画の策定、安定価格、生産者価格の算定等の主要事項を審議するためには、消費者代表、生産者代表を含めた砂糖審議会を設

承つておきたいと思います。  
次に通産大臣に御質問いたします。  
精糖業界の業績は、前期、前々期決算から急速に悪化をいたしました。本期も大幅な赤字が見込まれていると聞いております。その直接原因は、業界が多年、原糖を政府から割り当てを受け、それを溶糖するだけで、大きな利潤を上げていた。このような安易な経営をしてきたために、原糖が自由化されて自由経済競争に入ると、経営者にそれに対応するだけの十分な体制がなかった。自由化が行なわれて二年もたたないのに、多くの精糖会社が赤字経営に転落した。客觀情勢が悪かつたこともありましようが、業者の不手ぎわであることは事実であります。その失敗を、またぞろ政府

が進められつつあります。生産者の犠牲は、はり知れないと云ふことがあります。この際、農産物の自由化についていかなる方針が臨まれるのか、民の眞剣な悩みとして聞いていただき、確信の上での御答弁を願いたいのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇　拍手〕

○國務大臣（佐藤榮作君）お答えいたします。

資源特別措置法をつくりました当時の事情は小宮さんの御指摘のとおりであります。わが国砂糖の輸入の自由化をはかる、そのためには、然、国内の甘味資源、これを育成強化して、同に振興をはかる、こういう立場でそれぞれの準備を進め、そうして一年前にちよどく自由化をすこし遅れて、こういうことで自由化を

変動は、これは避けられないものであります。しかし、著しい価格の変動その他は、消費者の家計にも悪影響がある。私は、消費者の家計は安くれば安いだけがいい。こういうものでも必ずしもない。これが不適に安ければ、必ずそのうちに上がるときもある。そのことも考えなければならぬ。かように考えますと、価格の変動自身はできるだけないようにしなければいかぬ。これはまだら安定することが大事だ。したがつて、ただいま申し上げますよな、上限、下限、それをつくりまして、そうしてその範囲内においての安定をはかつていく。こういうことで、いわゆる激しい変動を与えないよういたしたいものだと、私どもは考えております。

あられつつあります。生産者の犠牲は、は  
れないのでがござります。この際、農産物が  
良化についていかなる方針が取られるのか、  
真剣な悩みとして聞いていただき、確信の  
御答弁を願いたいのであります。

持続の変動は、これは避けられないものであります。しかし、著しい価格の変動その他は、消費者の家計にも悪影響がある。私は、消費者の家計は安くなければ安いだけがいい、こういうものでも必ずしもならない。これが不適に安ければ、必ずそのうちに上がりがあるときもある。そのことを考へなければならぬ

國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手

い。かように考えますと、個格の変動自身はでき

甘味の備蓄は、時刻によっては、その安定性が問題となることがあります。たとえば、甘味資源を育成するためには、長期的な視点で資源を確保する必要がありますが、その際に考慮すべきは、資源の供給量や品質の変動です。資源の供給量は、季節や地域によって大きく変動する場合があります。また、資源の品質も、収穫時期や栽培方法によって変動する場合があります。したがって、資源の供給量や品質の変動を考慮して、資源を育成するためには、長期的な視点で資源を確保する必要があります。

化しようといふのにかかわらず、いわゆる黒い法案、一部の砂糖業者等の利益のためにこれをやるのではないかといふお尋ねでございますが、御承知のように、私どもの考え方では、砂糖業者間のいわゆる自由競争、これは從前どおり行なわつてしまひまして、これに対して何らの制約をするものではありません。したがいまして、企業の不当利益を保護するといふような考え方でないことも御承知がいくだらうと思います。これによりまして、どこまでも価格の平準化、安定化をは

せんし、また、甘味資源作物の価格支持も困難に直面いたしましたので、このたびの法律を提出いたしました次第でございます。

国内の甘味資源の自給度をどの程度にするか、現在三割程度でござりますが、私のほうでは、計画といふものはつくりませんが、見通しはつくりまして、四十六年度の見通し、その前の四十三年度の見通し等をつくって、その自給度を確保していく。このためには、価格支持ばかりでなく、生産振興対策を講じて自給度を高めていくと、こうい

それから、甘味資源の競争品になつております  
ところのコーンスタークにつきましては、御承知  
のように、四月一日から、原料トウモロコシの輸  
入につきまして関税割り当て制度を実施いたしました  
のでござります。これによりまして需給に見合  
生産を行なつていきたい、かように思つております  
す。これは、向こう二年間この措置を行なつて、  
そうして競争を——競争といいますか、圧迫を避  
ける。こういうふうに考えておる次第でございま  
す。(拍手)

○國務大臣(櫻内義雄君) 砂糖業界が安易な經營をしておったのではないかという御指摘は、私もそのとおりだと思います。今後、体質の改善については十分指導してまいりたいと思います。また、小売り価格についての御質問でございましたが、通産省として、ただいまのところ、特に何か措置をする考えは持っておりません。(拍手)

〔國務大臣高橋衛君登壇、拍手〕

○國務大臣(高橋衛君) 私に対する御質問は、農産物の自由化に対する政府の方策いかんというこ

官 報 (号 外)

うな考え方でござります。この点、御了承いただ  
きたいと思ひます。(拍手)  
〔國務大臣赤城宗徳君〕 拍手  
○國務大臣(赤城宗徳君) 今回の法律を提案いた  
しました理由につきましては、先ほど申し上げ  
ました、たゞいま總理からもお話がありましたが、  
国内の甘味資源の特別措置法によつて国内の生産  
を確保し、価格を支持していくことと、甘  
味資源特別措置法をつくつたのでございますが、  
何にいたしましても砂糖は国際商品でございま  
す。そういう関係で、ただいまお話がございまし  
たように、あるときは非常に暴騰し、あるときは  
非常に暴落すると、こういうようなことでござい  
ますので、輸入糖の価格調整ということを行な  
わなければ、国内糖価の安定も、もたらせられま

こしたことはないでございますが、現状におきましては施政権がありません。であります。が、この甘味資源の取り扱いにつきましては、甘味資源特別措置法におきましても内地に準じて、内容は全く同じような形、今度の法律におきましても内地に準じて、内容におきましては全く同じように、買い入れあるいは価格の支持等を行なうことにならしておる次第でござります。

次に、人工甘味資源について規制等を加える必要があるのではないか、こういふお話をございます。これは、糖価の安定がこういう法律によつて期せられることにいたしまするならば、人工甘味資源の影響力はそれほどではないというふうに私もは見ております。しかし、その動向を見守つて対処していきたいと 思います。

の砂糖消費税を含めた間接税の状態、国民負担の状態でございますと、おおむね妥当な水準にあると考えられるわけでございます。しかし、今後、国民生活の向上に見合いまして、税財源の許す範囲内において、国民の税負担の軽減合理化をはかつてまいりたいと存じておりますので、考えるとすれば、その時点において考えたいと存じます。

第三は、国内甘味資源の財政対策でございますが、先ほど申し上げたように、三十八年の十二月、消費税二十一円を五円引き下げて十六円にいたしましたのでございますが、なお予算につきましても、財政の許す限り配慮をいたしておるわけでござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)、日程第三、港湾労働法案、日程第四、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、

日程第五、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案、

日程第六、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院交付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。日程第一につきましては提出者の趣旨説明を、

せんし、また、甘味資源作物の価格支持も困難に直面いたしましたので、このたびの法律を提出いたした次第でございます。

国内の甘味資源の自給度をどの程度にするか、現在三割程度でございますが、私のほうでは計画というものはつくりませんが、見通しはつくりまして、四十六年度の見通し、その前の四十三年度の見通し等をつくって、その自給度を確保していく。このためには、価格支持ばかりでなく、生産振興対策を講じて自給度を高めていくと、こういうことにいたしております。

価格の支持と国家管理の問題でございますが、國家管理をしたほうが適当でないかということにつきましては、ただいま総理からの御答弁がございました。今度の法律にありますように、上限、下限の中間ににおいて価格の決定を見たい、取引は精糖会社と生産者団体との自由にしたい。その範囲内におきまして、生産者に対しましても消費者に対しましても、安定した価格を支持していくことが適当であると、こういう立場から本法案を提出いたしておるわけでございます。

第四は、沖縄を内地と全く同様にしたらいじやないかと、施政権の返還を求めてやれと、これほどもつともでござりまするし、できればそれにのまつて、四月一日から、原料トウモロコシの輸入につきまして関税割り当て制度を実施いたしましたのでございます。これによりまして需給に見合いまして競争を行なっていきたい、かように思つております。これは、向こう二年間この措置を行なつて、生産を行なつておられます。そうして競争を——競争といいますか圧迫を避ける、こういうふうに考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 第一点は、砂糖事業を国家管理することと、それに伴つて輸入関税を免除したらどうかということをごさいます。が、国家管理にはしにくくものであるということとは、総理大臣、農林大臣からもお答えをいたしましたとおりでございます。現段階におきましては、国家管理をするという意思がありませんので、必然的に、これに伴う関税につきましても、引き下げには賛成しがたいという態度でございます。

第二点は、砂糖消費税の撤廃もしくは引き下げについての御質問でございます。まず、砂糖消費税は三十八年十二月、五厘引き下げまして、二十一円を十六円にいたしたわけでござります。

○國務大臣(櫻内義雄君) 砂糖業界が安易な經營をしておつたのではないかという御指摘は、私もそのとおりだと思います。今後、体質の改善については十分指導してまいりたいと思います。また、小売り価格についての御質問でございましたが、通産省として、ただいまのところ、特に何か措置をする考えは持っておりません。(拍手)

〔國務大臣高橋衛君登壇、拍手〕

○國務大臣(高橋衛君) 私に対する御質問は、農産物の自由化に対する政府の方策いかんというところでございますが、御承知のとおり、日本の農業は非常な零細規模でございますために、これが生産性の向上は、相當に政府は保護政策によつてその方向に努力はいたしておりますが、時間をする問題であるうかと存じます。したがつて、生産性の上昇が行なわれない段階において農産物の自由化をいたすということは、これは原則としないすべきでない、かように考えておる次第でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)、日程第三、港湾労働法案、日程第四、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、

日程第五、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案、

日程第六、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院交付)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。日程第一につきましては提出者の趣旨説明を、

日程第三ないし第六につきましては委員長の報告を求めます。社会労働委員長小柳勇君。

**優生保護法の一部を改正する法律案**

右の議案を提出する。

昭和四十年五月十一日

提出者

社会労働委員長 藤田藤太郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

**優生保護法の一部を改正する法律**

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和四十一年七月三十一日」を昭和四十五年七月三十一日に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書  
港湾労働法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年五月七日

社会労働委員長 藤田藤太郎

要領書

**一、委員会の決定の理由**

本法律案は、港湾運送に必要な労働力を確保するとともに、港湾労働者の福祉の増進を図り、もつて国民経済の発展に寄与するため、港湾雇用調整計画の策定、日雇港湾労働者の登録及びその需要供給の調整、雇用調整手当の支給等の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

港湾労働法案

一、港湾政令で指定する港湾(その水域は、政令で定める区域とする。)をいう。

二、費用

昭和四十年五月十二日 参議院会議録第十八号

優生保護法の一部を改正する法律案外四件

本法施行に伴い必要な経費として、五億四千七百八十四万九千円が、昭和四十年度一般会計予算及び失業保険特別会計予算に計上される。

**目次**

**第一章 総則(第一条・第二条)**

**第二章 港湾雇用調整計画(第三条—第五条)**

**第三章 港湾労働者の登録(第六条—第六十一号)**

**第一節 日雇港湾労働者の登録(第六条—第十二条)**

**第二節 常用港湾労働者証の交付(第十三条—第十五条)**

**第三節 港湾労働者の雇用(第十六条—第二十一条)**

**第四章 港湾労働者登録(第二十二条—第五十五条)**

**第五章 港湾労働者の雇用(第十六条—第二十二条)**

**第六章 雇用促進事業団の業務(第二十九条—第五十五条)**

**第七章 港湾労働者の退職金共済制度(第五十六条—第五十八条)**

**第八章 雇用促進事業団の業務(第二十九条—第五十五条)**

**第九章 諒解(第七十二条—第七十六条)**

**第十章 港湾労働者の退職金共済制度(第五十七条—第五十九条)**

**第十一章 第一章 総則(目的)**

**第十二章 第一章 総則(目的)**

**第十三章 第一章 総則(目的)**

**第十四章 第一章 総則(目的)**

**第十五章 第一章 総則(目的)**

**第十六章 第一章 総則(目的)**

**第十七章 第一章 総則(目的)**

**第十八章 第一章 総則(目的)**

**第十九章 第一章 総則(目的)**

**第二十章 第一章 総則(目的)**

**第二十一章 第一章 総則(目的)**

**第二十二章 第一章 総則(目的)**

**第二十三章 第一章 総則(目的)**

**第二十四章 第一章 総則(目的)**

**第二十五章 第一章 総則(目的)**

**第二十六章 第一章 総則(目的)**

二、港湾運送 港湾において行なう行為であつて、次のいずれかに該当するものとす。

イ、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのい

ずれかに該当する行為

ロ、イに規定する行為に準する行為であつて政令で定めるもの

三、事業主 次のいずれかに該当する者をいう。

イ、港湾運送事業法第三条第一号から第五号までに規定する事業の事業主

ロ、前号ロに規定する行為を行なう事業の事業主

三、港湾労働者 港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。

四、港湾労働者 港湾労働者 日日又は二月以内の期間を定めて雇用される港湾労働者をいう。ただしその同一の事業主に二月をこえて引き続き雇用されるに至つた者を除く。

五、日雇港湾労働者 日雇港湾労働者 日雇港湾労働者をいう。

六、常用港湾労働者 日雇港湾労働者以外の港湾労働者をいう。

**第二章 港湾雇用調整計画(計画の策定)**

第三条 労働大臣は、毎年、港湾ごとに、港湾雇用調整計画を定めなければならない。

四、港湾雇用調整計画に定める事項は、次のとおりとする。

一、当該港湾において必要な港湾労働者の数

二、前号の港湾労働者の数のうち日雇港湾労働者をもつて充て充足すべき数

三、職業紹介、職業訓練その他当該港湾における

る港湾運送に必要な労働力の需要供給の調整に関する措置に関する事項

四、前三号に掲げるものは、当該港湾における港湾労働者の雇用の調整に関する重要な事項

3 労働大臣は、港湾雇用調整計画を定めようとするときは、あらかじめ、港湾調整審議会の意見をきくほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見をきくものとする。

4 労働大臣は、第一項の規定により港湾雇用調整計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(港湾労働者及び日雇港湾労働者の数)

第四条 前条第二項第一号の港湾労働者の数及び同項第二号の日雇港湾労働者の数は、当該港湾における港湾運送に必要な労働力の需要の合理的な予測に基づいて、労働省令で定める業務の種類ごとに、港湾労働者に係る適正な労働時間、就労日数等の諸条件を考慮して定めるものとする。この場合において、日雇港湾労働者の数を定めるに当たつては、常用港湾労働者の雇用の促進が妨げられることとならないようにするための配慮を加えるものとする。

(計画の変更)

第五条 労働大臣は、港湾運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のために特に必要があるときは、港湾雇用調整計画を変更しなければならない。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 港湾労働者の登録等

第一節 日雇港湾労働者の登録

(登録)

第六条 公共職業安定所長は、港湾とともに、当該港湾において常時港湾運送の業務に従事する日雇港湾労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働

省令で定める事項を、日雇港湾労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「日雇港湾労働者の登録」という。)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

3 日雇港湾労働者の登録は、その申請をした者(以下「申請者」という。)が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三条第二項第二号の日雇港湾労働者の数(以下第十一条において「日雇港湾労働者の定数」という。)を限度として行なう。

4 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳)

第七条 日雇港湾労働者の登録は、毎年三月三十日(登録の日が四月一日以降の日であるときは、翌年の三月三十一日)までにその更新を受けなければならない。

(登録の拒否)

第八条 公共職業安定所長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、日雇港湾労働者の登録をしないことができる。

一 その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するためには必要な能力を有しない者

二 第十条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当した者であつて、その該当した日から起算して一年を経過していないもの

三 港湾運送の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港湾運送の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

診断又は体力若しくは技能に関する検査を受けた結果、その他の申請者の能力を判定するために必要な事項を命ずることができる。この場合において、申請者が正当な理由がないと命じられたときは、公共職業安定所長は、日雇港

2 公共職業安定所長は、申請者に対しても、健康診断又は体力若しくは技能に関する検査を受けた結果、その他の申請者の能力を判定するために必要な事項を命ずることができる。この場合において、申請者が正当な理由がないと命じられたときは、

2 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港湾運送の業務につくことをしばしば拒んだとき。

3 前条第二項の規定に違反して、日雇港湾労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき。

4 前条第三項の規定に違反したとき。

5 第二十条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。

6 偽りその他不正の行為により日雇港湾労働者の登録を受けたとき。

7 偽りその他不正の行為により雇用調整手当の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によらなければならぬ。

8 公共職業安定所長は、前項の規定による登録を取り消して場合に準用する。

3 第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取消したときは、日雇港湾労働者の登録をしたときは、登録した日雇港湾労働者(以下「登録日雇港湾労働者」という。)に日雇港

湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を交付する。

第九条 公共職業安定所長は、日雇港湾労働者の登録をしたときは、登録した日雇港湾労働者(以下「登録日雇港湾労働者」という。)に日雇港

湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を交付する。

2 登録日雇港湾労働者は、港湾運送の業務に從事するときは、日雇港湾労働者登録票を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録日雇港湾労働者は、日雇港湾労働者登録票及び日雇港湾労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消し)

第十一条 公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項の規定による指示は、当該港湾における

日雇港湾労働者の定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数を多數上廻つており、その自然の減少のみによつては相当の期間を経過しても登録日雇港湾労働者の数が当該日雇港湾労働者の定数以下となる見通しがないため、当該港湾における登録日雇港湾労働者の適正な就労日数その他通常の労働条件の維持が困難であり、かつ、その状態が短期間に改善されることが困難であると認められる場合に行なうものとする。この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければならぬ。

3 第一項の規定による登録の取消しは、港湾運送の業務に従事した期間、生活の状況、港湾運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてするものとする。

4 公共職業安定所長は、第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、あらかじめ、地区職業安定審議会の意見をきかなければ

5 第八条第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(省令への委任)  
第十二条 この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消しその他日雇港湾労働者の登録に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 常用港湾労働者証の交付  
(常用港湾労働者証の交付)  
第十三条 事業主は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者とし

て使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他の労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした事業主に対し、その届出に係る常用港湾労働者の常用港湾労働者証を交付する。

第十四条 事業主は、前条第二項の規定により常用港湾労働者証を受けたときは、当該常用港湾労働者証を交付しなければならない。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、常用港湾労働者証について準用する。

(労働省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、常用港湾労働者証の交付、再交付、返納その他常用港湾労働者証に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 港湾労働者の雇用  
(日雇港湾労働者の雇用)

第十六条 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて港湾運送の業務に使用するために雇い入れた者でなければ、日雇港湾労働者として港湾運送の業務に使用してはならない。ただし、公共

職業安定所に日雇港湾労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、

その他の公共職業安定所の紹介によつては日雇港湾労働者を雇い入れることができる。

第十七条 公共職業安定所は、事業主の申し込んだ日雇港湾労働者に係る求人に対しても求職者を紹介するときは、まず登録日雇港湾労働者を紹介するものとし、登録日雇港湾労働者以外の日雇港湾労働者は、登録日雇港湾労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録日雇港湾労働者の出頭等)  
第十八条 公共職業安定所長は、事業主の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、

その他の公共職業安定所の紹介によつては日雇港湾労働者を雇い入れることができる。

第十九条 公共職業安定所は、事業主の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、

その他の公共職業安定所の紹介によつては日雇港湾労働者を雇い入れることができる。

合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港湾労働者として港湾運送の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港湾労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十七条 事業主は、その雇用する日雇港湾労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)をもとめて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。

第十八条 公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるとときは、第二十九条第二号の訓練を受けることを指示することができる。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により公共職業安定所に出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港湾労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇港湾労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるとときは、第二十九条第二号の訓練を受けることを指示することができる。

3 公共職業安定所長は、登録日雇港湾労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港湾労働者手帳の提出を求め、その者に対する港湾運送の業務への紹介及び前項の規定による指示に關する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還するものとする。

(常用港湾労働者の使用の届出)  
第二十条 公用職業安定所は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者として使用しようとするとき、その者に対する港湾労働者手帳の提出を求め、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還するものとする。

第二十一条 事業主は、その雇用する労働者を常時港湾運送の業務に従事する常用港湾労働者以外の常用港湾労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第二十二条 公用職業安定所長は、日雇港湾労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について公共職業安定所の紹介した登録日雇港湾労働者を雇い入れなかつたときは、七日以内の期間を定め、その期間、

所長の指示するところにより、港湾運送の業務に紹介を受けるために公共職業安定所に出席しなければならない。ただし、疾病又は負傷、公共職業安定所の紹介による港湾運送の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

第二十三条 事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港湾労働者として港湾運送の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港湾労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第二十四条 公用職業安定所は、前項の規定により出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港湾労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるとときは、第二十九条第二号の訓練を受けることを指示することができる。

2 公用職業安定所は、前項の規定により公共職業安定所に出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港湾労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるとときは、第二十九条第二号の訓練を受けることを指示することができる。

3 公用職業安定所は、登録日雇港湾労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港湾労働者手帳の提出を求め、その者に対する港湾運送の業務への紹介及び前項の規定による指示に關する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還するものとする。

(常用港湾労働者の紹介停止)  
第二十五条 公用職業安定所は、日雇港湾労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について公共職業安定所の紹介した登録日雇港湾労働者を雇い入れなかつたときは、七日以内の期間を定め、その期間、

第二十六条 登録日雇港湾労働者は、公用職業安定所長に届け出なければならない。

当該求人の申込みをした事業主に対し、日雇港湾労働者の紹介を行なうことができる。

第二十三条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事業主に紹介する港湾労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、港湾労働者の紹介を行なうことができない。

第一事業主の雇用する港湾労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 事業主が偽りの求人条件により港湾労働者を雇用したとき。

#### (実施の基準)

第二十四条 第十七条の規定による承認、第十八条若しくは第二十条第一項の規定による指示、第十九条の規定による日雇港湾労働者の紹介又は第二十二条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

#### (省令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののはか、第十七条の規定による承認、第十八条若しくは第二十条第一項の規定による指示又は第十九条の規定による日雇港湾労働者の紹介に関する手続は、労働省令で定める。

#### (事業主の努力義務)

第二十六条 事業主及びその団体は、常用港湾労働者の雇用の促進、港湾労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他港湾労働者の雇用を安定させるために必要な措置

を講ずることにより、港湾労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

第二十七条 事業主は、その雇用する港湾労働者をはしけ内に居住させないように努めなければならない。

#### (国の援助等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに港湾労働者及び港湾労働者にころとする者に対し、港湾労働者の雇用を安定させるための措置に関する必要な援助を行なうこと等により、港湾労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

#### (業務の範囲)

第二十九条 届用促進事業団(以下この章において「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

#### 一 登録日雇港湾労働者に対して雇用調整手当

##### (雇用調整手当の支給)

二 登録日雇港湾労働者に対して港湾運送の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行なうこと。

三 登録日雇港湾労働者のための福祉施設の設置及び運営その他登録日雇港湾労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行なうこと。

四 納付金の徴収を行なうこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

第六章 港湾労働者の福祉等

#### (雇用調整手当の支給)

#### (手当)

#### (手当の額)

#### (手当の支給)

なく、その旨を当該港湾において公表しなければならない。

7 前条第四項の規定は、第二項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合に準用する。

(支給制限)

第三十二条 登録日雇港湾労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する港湾運送の業務につくこと、又は第二十九条第二号の訓練を受けることを拒んだときは、事業団は、その拒んだ日から起算して七日間は、手当を支給しないものとする。

2 登録日雇港湾労働者が、偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、事業団は、当該事実のあつた日から起算して四月以内の期間を定め、その期間、その者に対する手当を支給しないことができる。

第三十三条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた事業主の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その事業主に支給を受けた者と連帶して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第四十二条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(訓練)

第三十四条 第二十九条第二号の訓練は、第二十二条第二項の規定による公共職業安定所長の指示

を受けた登録日雇港湾労働者に対して行なうものとする。

(納付金)

第三十五条 事業団は、第一十九条第一号の業務に要する費用にあつたため、同条第四号の納付金を徴収する。

2 前項の納付金は、事業主及び登録日雇港湾労働者が負担する。

3 事業主が負担すべき納付金の額は、各月につき、当該事業主が港湾運送の業務に使用するために雇用した日雇港湾労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を、労働大臣が定める金額に乗じて得た額(当該事業主が、その月に失業保険法の規定による日雇労働を被保険者である日雇港湾労働者を港湾運送の業務に使用するために雇用して同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額を控除した額)とする。

4 登録日雇港湾労働者が負担すべき納付金の額は、その者が港湾運送の業務に従事するために雇用されて支払を受けた賃金の支払の基礎となつた日につき、賃金の日額に応じて労働大臣が定める額とする。

5 労働大臣は、前二項の金額を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会及び港湾調整審議会の意見をきかなければならぬ。

6 労働大臣は、第三項又は第四項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 第四十二条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(納付金の納付)

第三十六条 事業主は、その雇用した登録日雇港湾労働者の負担する納付金及び自己の負担する

納付金を納付する義務を負う。

2 事業主は、その月に賃金を支払つた登録日雇港湾労働者の負担する納付金及び自己の負担する月分の二十五を乗じて得た額

2 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、事業主がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(賃金からの納付金控除等)

第三十七条 事業主は、登録日雇港湾労働者に賃金を支払うつど、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、登録日雇港湾労働者にその旨を告げなければならない。

2 事業主は、港湾運送の業務に使用するためには、登録日雇港湾労働者を雇用したときは、日雇港湾労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載したうえ、その者に当該日雇港湾労働者手帳を返還しなければならない。

(納付金の還付等)

第三十八条 事業団は、事業主が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額をこえること

を知つたときは、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を、その事業主に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月

から起算して六月をこえない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これ

れを充當することができる。

(追徴金)

第三十九条 事業団は、事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

1 事業主が、偽りその他不正の行為により、

その納付すべき納付金を納付せず、又はそ

納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき、その納付しなかつた額に百分の二十を乗じて得た額

2 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、事業主がその納付すべき納付金を納付せず、又はその

日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(総上徴収)

第四十条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

1 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

2 強制執行を受けるとき。

3 破産の宣告を受けたとき。

4 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

5 競売の開始があつたとき。

6 法人である事業主が解散したとき。

7 日雇港湾労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十一条 納付金その他のこの章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付金の場合は、納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。)にお

いて、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

（延滞金）  
第四十二条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定めた場合は、この限りでない。

（先取特権の順位）

第四十三条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（納付金事務組合）

第四十四条 事業主の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下

同じ。）は、その構成員である事業主の委託を受け、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項（以下「納付金事務」という。）を処理することができる。

2 事業主の団体は、前項に規定する業務を行なうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体（以下「納付金事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行なうべき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

（納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該事業主に対してもべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。）

第四十五条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該事業主に対してもべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十六条 第四十四条第一項の委託に基づき、事業主が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において事業団に対してこれららの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十九条又は第四十二条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに歸すべき理由があるときは、その限度において課することができない。

（公課の禁止）

第五十条 租税その他の公課は、手当を標準として課することができない。

て、当該納付金事務組合は、事業団に対しても當該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十一条第三項又は第四項の規定による

（区分経理）  
第五十一条 事業団は、第二十九条に規定する業務（以下「港湾労働者福祉業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行なわなければならぬ。

3 第五十二条 國は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十九条第一号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

（監督）  
第五十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、港湾労働者福祉業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

（準用）  
第五十四条 履用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十九条第四号の業務のうち納付金の出納に關する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は港湾労働者福祉業務について準用する。

第五十五条 雇用促進事業団法第二十二条第一項の規定（同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は港湾労働者福祉業務について準用する。

（雇用促進事業団法の特例等）  
第五十六条 第四十四条第一項の規定は、九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条及び第二十四条第三項の規定は、港湾労働者福祉業務及び第五十一条の規定による特別の会計について適用しない。

2 前項において準用する雇用促進事業団法第十一条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前項において準用する同法第十九条の二第一

一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十一条第一号の規定の適用については同法の規定と、港湾労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十三条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用についても、同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第五十七条 事業主団体が登録日雇港湾労働者について締結する退職金共済契約で定める毎月額は、当該事業主団体が締結する退職金共済契約に係るすべての登録日雇港湾労働者について同一の額でなければならぬ。

(公共職業安定所等の協力)

第五十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業團は、登録日雇港湾労働者に関する退職金共済制度

3 せざ、当該雇用調整手当の日額が当該失業保険金等の日額に満たないときは、当該失業保険金等の日額から当該雇用調整手当の日額を控除した額の失業保険金等を支給する。

登録日雇港湾労働者が登録日雇港湾労働者でなくなつた場合におけるその者に対する失業保険法第五章の規定の適用については、その者が登録日雇港湾労働者であつた間は、日雇労働被

る事項を、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

(登録日雇港湾労働者に関する退職金共済制度)  
第五十六条 港湾ことに事業主が組織する団体  
が、次の各号のいずれにも該当することについ

の他必要な協力をしなければならない。

雇港湾労働者として港湾運送の業務に従事するため雇用された日（第三十一条第一項の規定による指定に係る港湾の登録日雇港湾労働者で

筆者の雇用關係その他の事項について關係者に對して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることによって、

(以下この章において「事業主団体」といふ。)及びその構成員である事業主の雇用に係る当該港湾における登録日雇港湾労働者を、それぞれ小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第一項に規定する中小企業者及びその雇用する従業員とみなして、同法を適用する。この場合において、同条第二項中「事業主」と「」とする。

第五十九条 登録日雇港務労働者は、失業保険法の規定による失業保険の被保険者としない。  
2 履用調整手当の支給を受けることができる者  
が、その支給を受けることができる日について、失業保険法の規定による失業保険金、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又は國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第十条第一項若しくは第三項の規定による退職手当(以下この条において「失業保険金等」という。)の支給を受

間内において公共職業安定所の紹介により活用され  
運送の業務以外の業務に従事するため雇用され  
て日を含む。)については、政令で定めるところによ  
り、保険料が納付されたものとみなす。  
この場合において、その者に支給した雇用調整  
手当は、同章の規定により支給した失業保険金  
とみなし、第三十二条第二項の規定に該当した  
者は、同法第三十八條の十第一項の規定の適用  
については、同項の規定に該当したものとみなす。

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第六十二条 履用促進事業団は、雇用調整手当の支給及び納付金の徴収に関して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業主、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた事業主の団体又は登録日雇港湾労働者に

一 当該港湾における事業主の大部分がその構成員である」といふ。

けることができる場合において、その雇用調整手当の日額が失業保険金等の日額（その者が自らの責めによるものとしない場合）に該当するときは、

(都道府県知事の権限)

代表者、代表権の範囲、賃金の分担その他  
労働省令で定める事項について労働省令で定  
める基準に適合する定款又は規約を有するこ  
と。

口の分担額によって収入を得るに至った場合においては、失業保険法第十七条の四第一項（國家公務員等退職手当法第十条第一項又は第三項の規定によりこれらの方に基づく退職手当の支

を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

労働大臣は、事業主に対し、事業主団体を組織すること、又は事業主団体に加入することを奨励することができる。

給の条件とする場合を含む。)又は船員保険法第三十三条ノ九第四項の規定に基づき減額して支給する失業保険金等の額。(以下この条において同じ。)以上であるときは、失業保険金等を支給

(報告の徵収等)

昭和四十年五月十二日 参議院会議録第十八号

優生保護法の一部を改正する法律案外四件









第八条第四項の表を次のように改める。

不 具 廉 疾 の 程 度	金 領
第一 款 症	三二〇、〇〇〇円
第二 款 症	一六五、〇〇〇円
第三 款 症	一三七、〇〇〇円
第八条第五項の表を次のように改める。	
不 具 廉 疾 の 程 度	年 金 領
特 別 項 症	第一項症の年金額に七五、一五〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	一五〇、五〇〇円
第二 項 症	一二一、〇〇〇円
第三 項 症	九八、〇〇〇円
第四 項 症	七三、五〇〇円
第五 項 症	五七、〇〇〇円
第六 項 症	四三、五〇〇円

「四万六千円」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）の一部

を次のように改正する。

附則第二十四項中「遺族給与金」の下に「遺族一時金」を加える。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正後の遺族援護法」という。）第八条第四項の規定にかかわらず、なほ從前の例による。

第三条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金（死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう読み替えるものとする。

月 分	年 齡 の 区 分			年 齡 の 区 分
	六十歳未満	六十五歳未満	六十五歳以上	
昭和四十年六月分から 昭和四十一年七月分から 同年十二月分まで	三万五千五百円	三万九千円	四万七百五十円	八万一千五百円
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	三万五千五百円	四万二千五百円	四万七百五十円	八万一千五百円

中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう読み替えるものとする。

月 分	年 齡 の 区 分		
六十歳未満	六十五歳以上	六十五歳未満	七十五歳以上
昭和四十年十月分から 同年十一月分まで	七万一千円	七万八千円	八万一千五百円
昭和四十一年一月分から 同年二月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	七万一千円	八万五千円	八万一千五百円

死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき月分の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう読み替えるものとする。

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金（死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のよう読み替えるものとする。

に読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分		
昭和四十年十月分から	同年十二月分まで	六十歳未満	六十五歳未満	六十五歳以上
		三万九千円	四万七百五十円	四万七百五十円
昭和四十一年一月分から	同年二月分まで	四万七百五十円	四万七百五十円	四万七百五十円

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当（未帰還者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分	
昭和四十年十月分から	昭和四十一年七月分まで	六十歳未満	六十五歳以上
		五千九百十円	六千五百円
昭和四十二年一月分から	同年六月分まで	五千九百十円	六千七百九十九円
		七千八十九円	六千七百九十九円

未帰還者の配偶者、子、不具廢疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月	分	年齢の区分	
昭和四十年十月分から	同年十二月分まで	六十歳未満	六十五歳以上
		六千五百円	六千七百九十九円
		六千七百九十九円	六千七百九十九円

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明を、港湾労働法案外三法案について社会労働委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

まず、優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会を代表して、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行優生保護法におきましては、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行なう者につき、運事法の特例を設けまして、その実地指導を受ける者に対し避妊薬を販売することができるることといたしておりますが、この販売を認められる期間は、昭和四十年七月三十一日をもって切れることとなつております。ところで、この特例が設けられました趣旨は、避妊薬の簡易な入手をはかることによつて、受胎調節の指導を全うしようとするものであります。この必要性は現在なお存続していると思われますので、この期間をさらに五年間延長することいたしましたのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、港湾労働法案について申し上げます。

わが国の港湾労働の実情は、歐米諸国に比し、また他産業に比較すると、著しく立ちあぐれており、雇用の不安定、労働災害の多発、福祉施設の未整備等の事情のもとにあらため、必要な労働力の確保が困難であり、港湾における荷役はしばしば渋滞している現状であります。

政府は、かねて、港湾労働及び港湾の運営利用の改善策について諮問中であつた港湾労働対策審議会から、昭和三十九年三月三日答申が提出されましたので、この答申に基づき、港湾労働対策について本法案を提案したのであります。

第一に、公共職業安定所長は、港湾ごとに、港湾雇用調整計画で定められた定数を限度として日

雇港湾労働者を登録し、日雇港湾労働者登録票及び労働者手帳を交付することとし、これに対応して事業主は、その常用労働者のほかは、公共職業安定所の紹介による日雇港湾労働者の雇用を原則とすること。

第二に、港湾労働者の福祉の増進について、事業主の努力義務及び国等の援助義務を定めること。

第三に、登録日雇港湾労働者に対して、公共職業安定所に出頭したにもかかわらず事業主に雇用されることができない場合、または雇用促進事業團の行なう訓練を受ける場合は、雇用調整手当を支給すること。

第四に、登録された日雇港湾労働者に対して、中小企業退職共済法の適用を受けることができる年をこえない範囲内において、政令で定める」とされています。

第五に、登録された日雇港湾労働者に対する年をこえない範囲内において、政令で定める」とされています。

第六に、本法案の施行期日は、公布の日から「二年をこえない範囲内において、政令で定める」とされています。

第七に、委員会におきましては、熱心に審議を重ね、運輸委員会とも連合審査を行いました。質疑の行なわれましたおもなる点は、港湾労働等対策審議会の答申との関連、港湾調整審議会の構成、日雇港湾労働者の確保対策とこれに対する福社対策、港湾荷役業者の規制及び集約化の促進、港湾における暴力等の排除と港湾労働の近代化、及び、本法をできるだけ早く施行すべきこと等についてであります。詳細は会議録により御承知願いたいと思います。

質疑を終え、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきまして、政府は本法の運用に関し可及的すみやかに全面的施行をはかること等の附帯決議を行ないました。

次に、職業病者特別援護法の一部を改正する法律について申し上げます。



## 官 報 (号)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十二日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十キロサイクルから三百万メガサイクルまで」を「三百万メガサイクル以下」に改める。

第四十一条を次のように改める。

(免許)

第四十一条 無線従事者にならうとする者は、郵政大臣の免許を受けなければならない。

2 無線従事者の免許は、前条第一項の資格別に行なう無線従事者国家試験に合格した者でなければ、受けることができない。ただし、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者の養成課程で郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることとの認定をしたものと修了した者(第四十八条後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、質問期間を経過しないものを除く)が郵政省令で定めるところにより当該養成課程に係る資格の免許を受ける場合は、この限りでない。

3 無線従事者の免許の申請は、無線従事者國家試験に合格した日又は前項に規定する養成課程を修了した日から三箇月以内に行なわなければならぬ。

ならない。

第四十九条中「手続的事項」の下に「第四十一条

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

本案は可決せられました。

電波法の一部を改正する法律案

条第二項ただし書の認定に関する事項」を加える。

第五十六条中「他の無線局」の下に「又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする)」の文を加える。

天文学のための当該電波の受信の業務をいう。」の文を用に供する受信設備その他郵政省令で定める受信設備(無線局のものを除く)で郵政大臣が指定するもの」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3 郵政大臣は、第一項に規定する指定をしたときは当該指定に係る受信設備について、郵政省令で定める事項を公示しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六十四条第一項ただし書中「安全信号」を

「安全通信(通報の部分を除く。)」に改める。

第七十条の六中「第六十四条第一項(第一沈黙時間)」を「第六十四条(沈黙時間)」に改める。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(非常の場合の通信体制の整備)

第七十四条の二 郵政大臣は、前条第一項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

2 郵政大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることがで

きる。

第七十九条の十一第一項第一号中「第四十九条」を「第四十一条第二項ただし書(無線従事者の養成課程に関する認定の基準)、第四十九条」に改め

る。

第一百条第二項中「通信」の下に「郵政大臣がその

公示する場所において行なう電波の監視を含

む。」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に免許又は第八条の予備免許を受けている無線局については、その免許又はその予備免許に係る免許の有効期間内は、改正後の第五十六条第一項の規定にかかる

らず、なお従前の例による。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本自動車ターミナル株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本自動車ターミナル株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本自動車ターミナル株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

○議長(重宗雄三君) 日程第九、日本自動車ターミナル株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長松平美雄君。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、運

輸大臣の認可を受けなければならない。

## (政府及び地方公共団体の出資)

第三条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、会社に対して出資することができる。

2 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

## (名称の使用制限)

第四条 会社でない者は、日本自動車ターミナル株式会社という名称を用いてはならない。

## (代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## (事業の範囲)

第六条 会社は、その目的を達成するため、ト ラックターミナル事業(自動車ターミナル法昭和三十四年法律第二百三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいふ。)及びこれに附帯する事業を営むものとする。

(事業計画等)  
第七条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。  
これらを変更しようとするとときも、同様とする。

## (重要な財産の譲渡等)

第八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

## (社債及び借入金)

第九条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

## (社債発行限度の特例)

第十一条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十 八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいすれか少ない額の二倍をこえなければならない。

(定款の変更等)

第十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議は、運輸大臣と自動車ターミナル法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)又は解散の決議についての運輸大臣の認可は、同法第二十二条第一項又は第二十三条第二項の規定による認可とみなす。

## (財産目録等の提出)

第十三条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

## (監督)

第十四条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## (協議)

第十五条 会社は、運輸大臣と協議して、前項の規定による認可とみなす。

2 前項の規定による認可とみなす。

## (重要なもの)

第十六条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

## (罰則)

第十七条 前条第一項のわいを供与し、又はそ の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

## (協議)

第十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場

合をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

## (報告及び検査)

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二条第二項の規定に違反して、新株を發行したとき。

3 第七条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は收支予算の認可を受けなかつたと

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第九条の規定に違反して、社債を募集し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

5 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は資金を借り入れたとき。

6 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

7 第二十四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## (会社の設立)

第二条 運輸大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

## (設立委員会)

第三条 設立委員会は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするとき

は、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 政府は、会社の設立に際し、五千万円に

相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

第五条 昭和三十九年十二月十八日東京都新宿区四谷三丁目二番地に設立された東京トラックターミナル株式会社(以下「旧会社」という。)は、この法律の施行後一月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に対するその営業の全部を出資することができる。

2 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、前項の場合について準用する。

第六条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所

有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条 前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所

有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

第八条 附則第五条第二項について準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取りの請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の所

有する会社の株式は、会社に移転する。  
第九条 附則第五条第一項の規定により旧会社が出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評査会が決定する。

2 前項の評査会は、委員五人をもつて組織する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の評査会の組織及び運営に関する必要な事項は、運輸

省令で定める。

第十一条 旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとする。この場合

においては、商法第一百七十七条第三項の規定は、適用しない。

第十二条 前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧

会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

2 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権について準用する。

第十三条 会社の株式申込証には、商法第一百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十四条 商法第一百六十七条、第一百八十二条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

第十五条 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資及び附則第五条第一項の規定による出資に係る部分以外の部

分については、この限りでない。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののか、会社の設立及び旧会社の解散に関する規定に定めるもののか、第一項の評査会の組織及び運営に関する必要な事項は、運輸

必要な事項は、政令で定める。

第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第十八条 この法律の施行の際に日本自動車ターミナル株式会社という名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(名称についての経過規定)

第十九条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第七条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)  
第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。  
附則に次の二項を加える。

(日本自動車ターミナル株式会社に対する固定資産税の課税標準の特例)

54 日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十一年法律第二号)による日本自動車ターミナル株式会社に対する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 第二条から前条までに規定するもののか、会社の設立及び旧会社の解散に関する規定に定めるもののか、第一項の評査会の組織及び運営に関する必要な事項は、運輸

第八十四条中「及び北海道地下資源開発株式会社を、北海道地下資源開発株式会社及び日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

第二十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のよう改正する。

第二十八条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 日本自動車ターミナル株式会社に関すること。

〔松平勇雄君登壇、拍手〕  
○松平勇雄君 ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるトラックによる貨物輸送の急速な発展、及び、大都市における道路交通のふくそく化等の現状にかんがみ、トラック輸送の合理化と道路交通の円滑化に資するため、日本自動車ターミナル株式会社を設立し、トラックターミナルの整備促進をはかるとするものであります。

本法律案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、本公司は、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行なうことを目的とするものと規定しております。  
第二に、政府及び地方公共団体は会社に対し投資することができるとされておりますが、当初の資本金としては、政府出資五千万円、東京都出資五千万円のか、民間出資二億五千万円が予

定されております。

第三に、会社は、運輸大臣が監督することとし、このための諸規定を設けておりますが、おおむね他の特殊会社の例に従っております。

第四に、会社の設立に際し、昨年十二月、民間出資により設立された東京トラックターミナル株式会社は、これに營業の全部を出資することになつております。

以上が本法律案の概要でございます。

委員会の審査におきましては、都市交通政策上から見ての本会社の果たす使命、会社の事業計画、收支の見通し、及び、会社運営にあたつての公共性の保持、その他、自動車行政全般にわたつて熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、浅井委員は公明党を代表し、本法律案は、中小企業者に対する配慮が不十分であるとして、反対意見を表明され、次いで、相沢委員は日本社会党を代表し、本法律案に賛成の意見を表明されたとともに、「政府は、日本自動車ターミナル株式会社に対する出資金の大額な増額をかかる等、積極的助成につとめ、もつてトラック輸送の合理化と道路交通の円滑化に万全を期すべきである。」との趣旨の附帯決議案を提出されました。

かくて討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、相沢委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、小規模企業共済法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長豊田雅幸君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

第一条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいふ。

- 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げるものを除く。)に属する事業を主たる事業として営むものの役員

四 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものの役員

五 特別の法律によつて設立された中小企業団体(企業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は第三号若しくは前号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る)であつて、政令で定めるもの(役員)

この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が小規模企業共済事業団(以下「事業団」という。)に掛金を納付することを約し、事業団がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいふ。

この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社○の又

## 第一章 総則

### (目的)

精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいふ。

一 個人たる小規模企業者としての地位

二 会社○の役員たる小規模企業者としての地位

三 会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

四 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

五 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

六 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

七 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

八 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

九 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十一 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十二 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十三 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十四 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十五 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十六 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十七 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十八 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

十九 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

二十 二以上の会社○の役員を兼ねる小規模企業者としての地位

は中小企業団体(以下「会社等」という)の役員をいふ。

## 第二章 共済契約

### (契約の締結)

第三条 小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

第四条 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

第五条 共済契約は、掛金月額を五百円とし、共済契約者一人につき十口をこえてはならない。

(契約の申込み)

附則

第一節 監督(第五十三条・第五十四条)

第二節 捕則(第五十五条・第五十六条)

第三節 役員等(第三十三条・第四十四条)

第四節 財務及び会計(第四十五条・第五十

第五節 監督(第五十三条・第五十四条)

第六節 捕則(第五十五条・第五十六条)

第七節 雜則(第五十七条・第五十九条)

第五章 罰則(第六十条・第六十二条)

**第五条** 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社○の役員たる小規模企業者としてその地位において締結する共済契約にあつては、その会社○の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

**2** 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

**3** 事業団は、共済契約の締結を拒絶したときは、還滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

**第六条** 共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなしがつ、その日から効力を生ずる。

(契約の解除)

**第七条** 事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

**2** 事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

三 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

四 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

**第八条** 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

**第九条** 事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月数が十二月末満のときは、この限りでない。

一 事業の廃止(会社○の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社○の解散)があつたものを含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約の死亡の当时主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

4 第十条 前条第一項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、共済契約者の死亡の当时主としてその収入によつて生計を維持していたもの)を含む。

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

三 前号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その会社○の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社○の役員でなくなつたとき。

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

5 第十一条 前条の規定により共済金の支給を受けた者は、前号に該当しないもの

6 第十二条 前条の規定により共済契約が解除されたときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

7 第十三条 共済契約者に第九条第一項第二号又は第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、共済契約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

8 第十四条 事業団は、共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、その共済契約者の納付に係る掛金(割増金を含む)。以下この条において同じ)でまだ納付されていないものがあるときは、その納付されていない掛金の納付があるまでは、共済金等の支払を差し止めることができる。

9 第十五条 共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができる。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

10 第十六条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

11 第十七条 事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前項の規定により

12 第十八条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

13 第十九条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

14 第二十条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

15 第二十一条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

16 第二十二条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

17 第二十三条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

18 第二十四条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

19 第二十五条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

20 第二十六条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

21 第二十七条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

22 第二十八条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

23 第二十九条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

24 第三十条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

25 第三十一条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

26 第三十二条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

27 第三十三条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

28 第三十四条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

29 第三十五条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

30 第三十六条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

31 第三十七条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

32 第三十八条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

33 第三十九条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

34 第四十条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

35 第四十一条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

36 第四十二条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

37 第四十三条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

38 第四十四条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

39 第四十五条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

40 第四十六条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

41 第四十七条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

42 第四十八条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

43 第四十九条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

44 第五十条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

45 第五十一条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

46 第五十二条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

47 第五十三条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

48 第五十四条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

49 第五十五条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

50 第五十六条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

51 第五十七条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

52 第五十八条 傷りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させことができる。

事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その共済金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

#### (掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約者に第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあっては、その事由が生じた日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 每月分の掛金は、分割して納付することができない。

#### (前納の場合の減額)

第十八条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、通商産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

#### (割増金)

第十九条 事業団は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができるものである。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

#### (納付期限の延長)

第二十条 事業団は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるとき

きは、その納付期限を延長することができる。

#### (時効)

第二十一条 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

2 共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができる」ととなつた日から六ヶ月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

#### (期間計算の特例)

第二十二条 共済金等の支給の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

#### 第三章 小規模企業共済事業団

##### 第一節 総則

###### (目的)

第二十三条 事業団は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度の運営等を行なうことの目的とする。

第二十四条 事業団は、法人とする。

(事務所)

第二十五条 事業団は、事務所を東京都に置く。

###### (資本金)

第二十六条 事業団の資本金は、四千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

第三十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

第三十三条 役員の任期は、四年とする。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

#### (登記)

第二十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

#### (名称の使用制限)

第二十八条 事業団でない者は、小規模企業共済事業団という名称を用いてはならない。

#### (民法の準用)

第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員等

###### (役員)

第三十条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

###### (役員の職務及び権限)

第三十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

###### (役員の解任)

第三十二条 事業団に、役員として、理事長一人、

第三十三条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

###### (役員の解任)

第三十四条 事業団は、法人とする。

###### (事務所)

第三十五条 事業団は、事務所を東京都に置く。

###### (資本金)

第三十六条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができます。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができます。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執

## (役員の兼職禁止)

第三十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

## (代表権の制限)

第三十八条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

## (評議員会)

第三十九条 事業団に、評議員会を置く。  
2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。  
3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。  
4 評議員会は、評議員十人以内で組織する。  
5 評議員は、小規模企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。  
6 評議員の任期は、二年とする。  
7 評議員は、再任されることができる。

## (職員の任命)

第四十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

## (役員及び職員の地位)

第四十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

## (業務の範囲)

第四十二条 事業団は、第二十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(企業組合) 下この号において同じ。又は主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項第一号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行なわなければならない。

(業務の委託)

第四十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 共済金等の支給に関する業務

二 捐金及び申込金の収納及び返還に関する業務

三 前条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第二号に掲げる業務及び調査、広報その他の業務(同項に規定するものを除く。)の一部を委託することができる。

3 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

## (業務方法書)

一 この法律の規定による小規模企業共済事業を行なうこと。

二 共済契約者(会社○の役員たる小規模企業

者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社○又は企業組合

下この号において同じ。)又は主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

## (第四節 財務及び会計)

## (事業年度)

第四十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

## (予算等の認可)

第四十六条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

## (財務諸表)

第四十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

## (余裕金の運用)

第五十条 事業団は、次の各号に掲げる方法によらばか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

3 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託

二 証券業者への預託

3 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価

その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 第十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 (余裕金の運用)

第五十二条 事業団は、次の各号に掲げる方法によらばか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

3 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託

二 証券業者への預託

3 事業団は、運用方法を特定する金銭信託によ

り業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価

證券を証券業者に預託しようとするときは、通

4 商産業大臣の承認を受けなければならない。  
事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (給与及び退職手当の支給の基準)

第五十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### (通商産業省令への委任)

第五十二条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

#### (監督)

第五十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

5 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (報告及び検査)

第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十三条第一項若しくは第二項に規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」といふ。)に対し、その業務に関する報告をさせ、又は

その職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (第六節 條則)

##### (解散)

第五十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

##### (大蔵大臣との協議)

第五十六条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

##### (掛金及び共済金等の額の検討)

第五十八条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

##### (戸籍書類の無料証明)

第五十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、事業団又は

#### 附 则

二 第四十四条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第四十七条第一項、第五十条第三項又は第五十二条の承認をしようとするとき。

四 第五十一条第一項第一号又は第二号の規定に

よる指定をしようとするとき。

#### 第四章 雜則

第五十七条 共済契約の成立若しくはその解除の業団と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、

効力、共済金等、掛金又は申込金に關して、事業団は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 前項のあつせんの請求の手続その他あつせんに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

3 第五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

4 第五十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

5 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

6 第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

7 第二十七条第一項の規定による政令に違反して、その認可又は承認を受けなかつたとき。

8 第四十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

9 第五十三条第一項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

10 第五十二条第二十八条の規定に違反して小規模企業共済事業団といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第六十条 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことによる違法行為をしてした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、

この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に小規模企業共済事業団といふ名称を用いている者については、第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第四十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十日に終わるものとす

る。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「特定業種退職金共済組合」の下に「小規模企業共済事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「小規模企業共済組合」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ六の次に次の二号を加える。

六ノ十一ノ七 小規模企業共済事業団ノ発ス

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅組合の項の次に次のように加える。

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅組合の項の次に次のように加える。

一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中工商会の項の前に次のように加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに中小

企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団」に改め、「特定業種退職金共済組合」の下に「並びに小規模企業共済事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「金属鉱物採鉱促進事業團」の下に「小規模企業共済事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第一号)の下に「小規模企業共済事業団」を加える。

四の三の二 小規模企業共済法(昭和四十年法律第一号)による小規模企業共済事業

に關すること。

第七十七条の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団及び小規模企業共済事業団」に改める。

(中小企業厅設置法の一部改正)

第十六条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の二号を加える。

四の三の二 小規模企業共済法(昭和四十年法律第一号)による小規模企業共済事業

に關すること。

別表

一二月		六,〇〇〇円		六,〇〇〇円
一三月		六,〇〇〇円		六,〇〇〇円
一四月		七,〇〇〇円		七,〇〇〇円
一五月		七,〇〇〇円		七,〇〇〇円
一六月		八,〇〇〇円		八,〇〇〇円
一七月		八,〇〇〇円		八,〇〇〇円
一八月		九,〇〇〇円		九,〇〇〇円
一九月		九,〇〇〇円		九,〇〇〇円
二〇月		一〇,〇〇〇円		一〇,〇〇〇円
二一月		一〇,〇〇〇円		一〇,〇〇〇円
二二月		一一,〇〇〇円		一一,〇〇〇円
二三月		一一,〇〇〇円		一一,〇〇〇円
二四月		一一,〇〇〇円		一一,〇〇〇円
二五月		一一,〇〇〇円		一一,〇〇〇円

## 官 報 (号外)

二六月	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
二七月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円
二八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
二九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円
三〇月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
三一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円
三二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三三月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円
三四月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
三五月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円
三六月	一〇、八六〇円	一九、二〇〇円
三七月	一一、五一〇円	一九、六七〇円
三八月	一一、一七〇円	二〇、二五〇円
三九月	一一、八三〇円	二〇、八二〇円
四〇月	一一、四九〇円	二一、三九〇円
四一月	一四、一四〇円	二一、九七〇円
四二月	一四、八〇〇円	二三、五四〇円
四三月	一五、四六〇円	二三、一二〇円
四四月	二六、一二〇円	二四、二七〇円
四五月	二六、七七〇円	二四、八四〇円
四六月	二七、四三〇円	二五、四二〇円
四七月	二八、〇九〇円	二五、五九〇円
四八月	二九、四五〇円	二五、九九〇円
四九月	三〇、一五〇円	二七、一九〇円
五一月	三〇、八五〇円	二七、七九〇円

五二月	三一、五五〇円	二八、三九〇円
五三月	三二、二五〇円	二八、九八〇円
五四月	三二、九五〇円	二九、五八〇円
五五月	三三、六五〇円	三〇、一八〇円
五六月	三四、三六〇円	三一、七八〇円
五七月	三五、〇六〇円	三一、三八〇円
五八月	三五、七六〇円	三一、九七〇円
五九月	三六、四六〇円	三二、五七〇円
六〇月	三七、一六〇円	三三、一七〇円
六一月	三七、九一〇円	三三、九〇〇円
六二月	三八、六五〇円	三四、六二〇円
六三月	三九、四〇〇円	三五、三五〇円
六四月	四〇、一五〇円	三六、〇七〇円
六五月	四〇、九〇〇円	三六、八〇〇円
六六月	四一、六四〇円	三七、五一〇円
六七月	四二、三九〇円	三八、九七〇円
六八月	四三、一四〇円	三九、七〇〇円
六九月	四三、八八〇円	三九、七〇〇円
七月	四五、三八〇円	四〇、四一〇円
七二月	四五、六三〇円	四一、一五〇円
七三月	四六、九二〇円	四一、八七〇円
七月	四六、九二〇円	四二、五六〇円
七四月	四七、七二〇円	四三、二五〇円
七月	四八、五一〇円	四四、九四〇円
七六月	四五、二二〇円	四五、三三〇円
七月	四五、二二〇円	四五、三三〇円

## 官報(号外)

33

七八月	五〇、九一〇円	四六、〇一〇円	一〇五月	七四、〇二〇円	六五、七〇〇円
七九月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円	一〇六月	七四、九三〇円	六六、四六〇円
八〇月	五二、五〇〇円	四七、三九〇円	一〇七月	七五、八三〇円	六七、三三〇円
八一月	五三、三〇〇円	四八、〇八〇円	一〇八月	七六、七四〇円	六七、九九〇円
八二月	五四、〇九〇円	四八、七七〇円	一〇九月	七七、七〇〇円	六八、七九〇円
八三月	五四、八九〇円	四九、四六〇円	一一〇月	七八、六七〇円	六九、五九〇円
八四月	五五、六九〇円	五一、一五〇円	一一一月	七九、六三〇円	七〇、三九〇円
八五月	五六、五三〇円	五一、八七〇円	一一二月	八〇、六〇〇円	七一、一九〇円
八六月	五七、三八〇円	五一、六〇〇円	一一三月	八一、五六〇円	七一、九九〇円
八七月	五八、二三〇円	五一、三二〇円	一一四月	八二、五三〇円	七二、七九〇円
八八月	五九、〇八〇円	五三、〇五〇円	一一五月	八三、四九〇円	七三、五九〇円
九〇月	六〇、七八〇円	五四、五〇〇円	一一六月	八四、四六〇円	七四、三九〇円
九一月	六一、六三〇円	五六、二二〇円	一一七月	八五、四二〇円	七五、一九〇円
九二月	六二、四八〇円	五六、九五〇円	一一八月	八六、三九〇円	七六、〇〇〇円
九三月	六三、三三〇円	五六、六七〇円	一一九月	八七、三五〇円	七七、六〇〇円
九四月	六四、一八〇円	五七、四〇〇円	一二〇月	八八、三三〇円	七八、六五〇円
九五月	六五、〇二〇円	五八、一二〇円	一二一月	八九、三四〇円	七九、七五〇円
九六月	六五、八七〇円	五六、八五〇円	一二二月	九〇、三七〇円	八〇、七五〇円
九七月	六六、七八〇円	五六、六一〇円	一二三月	九一、四〇〇円	八一、八一〇円
九八月	六七、六八〇円	六〇、三七〇円	一二四月	九二、四三〇円	八二、八六〇円
九九月	六八、五九〇円	六一、一三〇円	一二五月	九三、四六〇円	八三、九一〇円
一〇〇月	六九、四九〇円	六一、八九〇円	一二六月	九五、五三〇円	八四、九七〇円
一〇一月	七〇、四〇〇円	六二、六六〇円	一二七月	九六、五四〇円	八六、〇二〇円
一〇二月	七一、三〇〇円	六四、一八〇円	一二八月	九七、五七〇円	八七、〇七〇円
一〇四月	七三、一二〇円	六四、九四〇円	一二九月	九八、六〇〇円	八八、一二〇円
			一二〇月		

一三二月	九九、六三〇円	八九、一八〇円	一五八月	一三〇、三四〇円	一一五、三六〇円
一三三月	一〇〇、六六〇円	九〇、一三〇円	一五九月	一三一、五八〇円	一一六、四〇〇円
一三四月	一〇一、七五〇円	九一、一六〇円	一六〇月	一三二、八三〇円	一一七、四四〇円
一三五月	一〇二、八五〇円	九二、一〇〇円	一六一月	一三四、〇七〇円	一一八、四八〇円
一三六月	一〇三、九五〇円	九三、〇三〇円	一六二月	一三五、三三〇円	一一九、五一〇円
一三七月	一〇五、〇四〇円	九三、九六〇円	一六三月	一三六、五七〇円	一一〇、五六〇円
一三八月	一〇六、一四〇円	九四、九〇〇円	一六四月	一三七、八一〇円	一一一、六〇〇円
一三九月	一〇七、二四〇円	九五、八三〇円	一六五月	一三九、〇六〇円	一一三、六五〇円
一四〇月	一〇八、三三〇円	九六、七七〇円	一六六月	一四〇、三〇〇円	一一三、六九〇円
一四一月	一〇九、四三〇円	九七、七〇〇円	一六七月	一四一、五五〇円	一一四、七三〇円
一四二月	一一〇、五三〇円	九八、六三〇円	一六八月	一四二、八〇〇円	一一五、七七〇円
一四三月	一一一、六二〇円	九九、五七〇円	一六九月	一四三、一二〇円	一二六、八七〇円
一四四月	一一二、七二〇円	一〇〇、五〇〇円	一七〇月	一四五、四五〇円	一二七、九七〇円
一四五月	一一三、八二〇円	一〇一、四四〇円	一七一年	一四六、七八〇円	一二九、〇七〇円
一四六月	一一四、九九〇円	一〇二、四二〇円	一七二月	一四八、一一〇円	一二〇、一七〇円
一四七月	一一六、一五〇円	一〇三、四一〇円	一七三年	一四五、四四〇円	一二一、二七〇円
一四八月	一一七、三三〇円	一〇四、三九〇円	一七四年	一五〇、七七〇円	一二二、三七〇円
一四九月	一一八、四九〇円	一〇五、三八〇円	一七五年	一五二、〇九〇円	一二三、四七〇円
一五〇月	一一九、六六〇円	一〇六、三七〇円	一七六年	一五三、四二〇円	一二四、五七〇円
一五二月	一二〇、八三〇円	一〇七、三五〇円	一七七年	一五四、七五〇円	一二五、六七〇円
一五三月	一二二、〇〇〇円	一〇八、三四〇円	一七八月	一五六、〇八〇円	一二六、七七〇円
一五四月	一二三、一七〇円	一〇九、三三〇円	一七九月	一五七、四二〇円	一二七、八七〇円
一五五月	一二四、三四〇円	一一〇、三一〇円	一八〇月	一五八、七四〇円	一二八、九七〇円
一五六月	一二五、五一〇円	一一一、三〇〇円	一八一月	一六〇、一五〇円	一二〇、一三〇円
一五七月	一二六、六八〇円	一一二、二九〇円	一八二月	一六一、五七〇円	一二一、二九〇円
一五八月	一二七、八四〇円	一一三、二七〇円	一八三月	一六二、九八〇円	一二二、四五〇円
一五九月	一二九、〇九〇円	一一四、三一〇円	一八四月	一六四、四〇〇円	一二三、六二〇円

一五十月	一六〇、一三〇円	一二四、一七〇円	一五十一月	一六一、一七〇円	一二五、一七〇円
一五十一月	一六一、一七〇円	一二五、一七〇円	一五十二月	一六二、一七〇円	一二六、一七〇円
一五十二月	一六二、一七〇円	一二六、一七〇円	一五十三月	一六三、一七〇円	一二七、一七〇円
一五十三月	一六三、一七〇円	一二七、一七〇円	一五十四月	一六四、一七〇円	一二八、一七〇円
一五五月	一六四、一七〇円	一二八、一七〇円	一五五月	一六五、一七〇円	一二九、一七〇円
一五六月	一六五、一七〇円	一二九、一七〇円	一五六月	一六六、一七〇円	一二〇、一七〇円
一五七月	一六六、一七〇円	一二一、一七〇円	一五七月	一六七、一七〇円	一二一、一七〇円
一五八月	一六七、一七〇円	一二二、一七〇円	一五八月	一六八、一七〇円	一二二、一七〇円
一五九月	一六八、一七〇円	一二三、一七〇円	一五九月	一六九、一七〇円	一二三、一七〇円
一五十月	一六九、一七〇円	一二四、一七〇円	一五十月	一七〇、一七〇円	一二四、一七〇円
一五十一月	一七〇、一七〇円	一二五、一七〇円	一五十一月	一七一、一七〇円	一二五、一七〇円
一五十二月	一七一、一七〇円	一二六、一七〇円	一五十二月	一七二、一七〇円	一二六、一七〇円
一五十三月	一七二、一七〇円	一二七、一七〇円	一五十三月	一七三、一七〇円	一二七、一七〇円
一五十四月	一七三、一七〇円	一二八、一七〇円	一五十四月	一七四、一七〇円	一二八、一七〇円
一五五月	一七四、一七〇円	一二九、一七〇円	一五五月	一七五、一七〇円	一二九、一七〇円
一五六月	一七五、一七〇円	一二一、一七〇円	一五六月	一七六、一七〇円	一二一、一七〇円
一五七月	一七六、一七〇円	一二二、一七〇円	一五七月	一七七、一七〇円	一二二、一七〇円
一五八月	一七七、一七〇円	一二三、一七〇円	一五八月	一七八、一七〇円	一二三、一七〇円
一五九月	一七八、一七〇円	一二四、一七〇円	一五九月	一七九、一七〇円	一二四、一七〇円
一五十月	一七九、一七〇円	一二五、一七〇円	一五十月	一七一〇、一七〇円	一二五、一七〇円

一八五月	一六五、八二〇円	一四四、七八〇円		一七七、九九〇円
一八六月	一六七、三三〇円	一四五、九四〇円		一七九、二八〇円
一八七月	一六八、六五〇円	一四七、一〇〇円		一八〇、五八〇円
一八八月	一七〇、〇六〇円	一四八、二六〇円		一八一、八七〇円
一八九月	一七一、四八〇円	一四九、四二〇円		一八三、一七〇円
一九〇月	一七二、八九〇円	一五〇、五八〇円		一八四、五三〇円
一九一月	一七四、三一〇円	一五一、七五〇円		一八五、九〇〇円
一九二月	一七五、七三〇円	一五六、九一〇円		一八六、六四〇円
一九三月	一七七、三四〇円	一五四、二三〇円		一八七、二七〇円
一九四月	一七八、七四〇円	一五五、三六〇円		一九〇、〇一〇円
一九五月	一八〇、二五〇円	一五六、五九〇円		一九一、三七〇円
一九六月	一八一、七六〇円	一五九、〇四〇円		一九二、七四〇円
一九七月	一八三、三七〇円	一五六、八一〇円		一九三、九二〇円
一九八月	一八四、七八〇円	一六〇、二七〇円		一九四、一一〇円
一九九月	一八六、三九〇円	一六一、四九〇円		一九五、四八〇円
二〇〇月	一八七、八〇〇円	一六二、七三〇円		一九六、八四〇円
二〇一月	一八九、三一〇円	一六三、九五〇円		一九八、二二〇円
二〇二月	一九〇、八二〇円	一六五、一七〇円		一九九、五八〇円
二〇三月	一九二、三三〇円	一六六、四〇〇円		二〇一、四七〇円
二〇四月	一九三、八四〇円	一六七、六三〇円		二〇三、九二〇円
二〇五月	一九五、四五〇円	一六八、九二〇円		二〇五、三六〇円
二〇六月	一九七、〇六〇円	一七〇、二二〇円		二〇六、八〇〇円
二〇七月	一九八、六七〇円	一七一、五一〇円		二〇八、二四〇円
二〇八月	二〇〇、二七〇円	一七二、八一〇円		二〇九、六九〇円
二〇九月	二〇一、八八〇円	一七四、一〇〇円		二一〇、一三〇円
二〇十月	二〇三、四九〇円	一七五、四〇〇円		二一〇、五八〇円
二十一月	二〇五、一〇〇円	一七六、六九〇円		二一〇、〇二〇円

二一二月	二〇六、七一〇円	二〇八、三三〇円	二〇九、九三〇円	一七七、九九〇円
二二三月	二〇八、三三〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八〇、五八〇円
二二四月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八一、八七〇円
二二五月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八二、八六〇円
二二六月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八三、一七〇円
二二七月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八四、五三〇円
二二八月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八五、九〇〇円
二二九月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八六、六九〇円
二二十月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八七、二七〇円
二二十一月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八八、六四〇円
二二十二月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一八九、〇一〇円
二二十三月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九〇、八〇〇円
二二十四月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九一、七四〇円
二二十五月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九二、六三〇円
二二十六月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九三、五二〇円
二二十七月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九四、四一〇円
二二十八月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九五、三六〇円
二二十九月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九六、八〇〇円
二二三十月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九七、二二〇円
二二三十一月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九八、一〇〇円
二二三十二月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	一九九、〇一〇円
二二三十三月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇〇、八〇〇円
二二三十四月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇一、七一〇円
二二三十五月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇二、六二〇円
二二三十六月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇三、五三〇円
二二三十七月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇四、四二〇円
二二三十八月	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二一〇、九〇〇円	二〇五、三一〇円

昭和四十年五月十二日 參議院会議録第十八号 小規模企業共済法案

六二六

三三九月	一五三、八四〇円	二二五、四七〇円	二六六月	三〇八、四二〇円	二七四、七二〇円
三四〇月	一五五、六七〇円	二一六、九一〇円	二六七月	三一〇、六三〇円	二七六、六一〇円
三四一月	二五七、六二〇円	二二九、六三〇円	二六八月	三一二、八五〇円	二七八、五〇〇円
三四二月	二五九、五七〇円	二三三、三五〇円	二六九月	三一五、〇六〇円	二八〇、三九〇円
三四五月	二六一、五二〇円	二三五、〇七〇円	二七〇月	三一七、二八〇円	二八二、二八〇円
三四四月	二六三、四七〇円	二三七、七九〇円	二七一月	三一九、四九〇円	二八四、一七〇円
三四五月	二六五、四一〇円	二三九、五一〇円	二七月	三二一、七二〇円	二八六、〇六〇円
三四六月	二六七、三六〇円	二三三、一三〇円	二七二月	三二三、九二〇円	二八七、九五〇円
三四七月	二六九、三一〇円	二三五、九五〇円	二七四月	三二六、一四〇円	二八九、八五〇円
三四八月	二七一、二六〇円	二三八、六六〇円	二七五月	三二八、三五〇円	二九一、七四〇円
三四九月	二七三、二一〇円	二三四、三八〇円	二七六月	三三〇、五七〇円	二九三、六三〇円
三四〇月	二七五、一六〇円	二四四、一〇〇円	二七七月	三三三、九三〇円	二九五、六四〇円
三四一月	二七七、一一〇円	二四五、八二〇円	二七八月	三三五、二九〇円	二九七、六四〇円
三四二月	二七九、〇六〇円	二四九、五四〇円	二七九月	三三七、六五〇円	二九九、六五〇円
三四三月	二八一、一四〇円	二五一、三一〇円	二八〇月	三四〇、〇一〇円	三〇一、六六〇円
三四四月	二八三、二一〇円	二五三、一一〇円	二八一月	三四二、三七〇円	三〇三、六六〇円
三四五月	二八五、二九〇円	二五四、八九〇円	二八二月	三四四、七三〇円	三〇五、六七〇円
三四六月	二八七、三七〇円	二五六、六七〇円	二八三月	三四七、一〇〇円	三〇七、六八〇円
三四七月	二八九、四五〇円	二五八、四五〇円	二八四月	三四九、四六〇円	三〇九、六八〇円
三四八月	二九一、五三〇円	二六〇、二四〇円	二八五月	三五四、八二〇円	三一一、六九〇円
三四九月	二九五、六八〇円	二六三、八〇〇円	二八六月	三五六、五四〇円	三一三、七〇〇円
三四〇月	二九七、七六〇円	二六五、五八〇円	二八七月	三五六、五四〇円	三一五、七〇〇円
三四一月	二九九、八三〇円	二六七、三七〇円	二八八月	三五八、九〇〇円	三一七、七一〇円
三四二月	三〇一、九一〇円	二六九、一五〇円	二九〇月	三六三、九三〇円	三一九、八四〇円
三四四月	三〇三、九九〇円	二七〇、九三〇円	二九一月	三六六、四五〇円	三一九、九七〇円
三四五月	三〇六、二〇〇円	二七一、八二〇円	二九二月	三六八、九七〇円	三一六、一三〇円

二九二月	三六八、九七〇円	三一六、一三〇円	二九三月	三六九、八四〇円	三一七、七一〇円
二九四月	三六六、四五〇円	三一四、一〇〇円	二九五月	三六八、九七〇円	三一六、一三〇円
二九六月	三六九、九三〇円	三一七、七一〇円	二九七月	三六一、四五〇円	三一九、八四〇円
二九八月	三七〇、九〇〇円	三一八、八一〇円	二九九月	三六二、九〇〇円	三一九、九七〇円
二九十月	三七一、九三〇円	三一九、九七〇円	二九十月	三六三、九三〇円	三一九、八四〇円
二九十一月	三七二、九〇〇円	三一九、九七〇円	二九十一月	三六四、九〇〇円	三一九、九七〇円
二九十二月	三七三、九三〇円	三一九、九七〇円	二九十二月	三六五、九三〇円	三一九、九七〇円

二九三月	三七一、四八〇円	三一八、三六〇円
二九四月	三七四、〇〇〇円	三三〇、四八〇円
二九五月	三七六、五二〇円	三三一、六一〇円
二九六月	三七九、〇三〇円	三三四、七四〇円
二九七月	三八一、五五〇円	三三六、八七〇円
二九八月	三八四、〇七〇円	三三九、〇〇〇円
二九九月	三八六、五九〇円	三四一、一三〇円
三〇〇月	三八九、一〇〇円	三四三、二六〇円
三〇一月	三九一、七九〇円	三四五、五二〇円
三〇二月	三九四、四七〇円	三四七、七八〇円
三〇三月	三九七、一五〇円	三四〇、〇四〇円
三〇四月	三九九、八三〇円	三五一、三〇〇円
三〇五月	四〇一、五一〇円	三五四、五五〇円
三〇六月	四〇五、二〇〇円	三五六、八一〇円
三〇七月	四〇七、八八〇円	三五九、〇七〇円
三〇八月	四一〇、五七〇円	三六一、三三〇円
三〇九月	四一三、二五〇円	三六三、五九〇円
三一〇月	四五、九三〇円	三六五、八五〇円
三一一月	四一八、六二〇円	三六八、一一〇円
三一二月	四二一、三〇〇円	三七一、七六〇円
三一三月	四二四、一六〇円	三七二、七六〇円
三一四月	四二七、〇二〇円	三七五、一六〇円
三一五月	四二九、八八〇円	三七七、五六〇円
三一六月	四三二、七四〇円	三七九、九五〇円
三一七月	四三五、六〇〇円	三八一、三五〇円
三一八月	四三八、四六〇円	三八四、七五〇円
三一九月	四四一、三二〇円	三八七、一四〇円

三一〇月	四四四、一八〇円	三八九、五四〇円
三一一年	四四七、〇四〇円	三九一、九四〇円
三一一年	四四九、九〇〇円	三九四、三四〇円
三一一年	四五二、七六〇円	三九六、七三〇円
三一一年	四五五、六二〇円	三九九、二三〇円
三一一年	四五八、六七〇円	四〇一、六七〇円
三一一年	四六一、七二〇円	四〇四、二三〇円
三一一年	四六四、七六〇円	四〇六、七六〇円
三一一年	四六七、八一〇円	四〇九、三〇〇円
三一一年	四七〇、八六〇円	四一一、八四〇円
三一一年	四七三、九一〇円	四一四、三九〇円
三一一年	四七六、九六〇円	四一六、九三〇円
三一一年	四八〇、〇一〇円	四一九、四七〇円
三一一年	四八三、〇六〇円	四二一、〇二〇円
三一一年	四八六、一一〇円	四二四、五六〇円
三一一年	四八九、一五〇円	四二七、一〇〇円
三一一年	四九二、二〇〇円	四二九、六五〇円
三一一年	四九五、四五〇円	四三一、三四〇円
三一一年	四五〇、九五〇円	四三七、七四〇円
三一一年	五〇五、二〇〇円	四四〇、四四〇円
三一一年	五〇八、四五〇円	四四三、一四〇円
三一一年	五一、七〇〇円	四五五、八三〇円
三一一年	五一四、九五〇円	四五八、五三〇円
三一一年	五一八、二〇〇円	四五一、二三〇円
三一一年	五二一、四五〇円	四五三、九三〇円

三四六月	五一四、七〇〇円	四五六、六三〇円
三四七月	五二七、九五〇円	四五九、三二〇円
三四八月	五三一、二〇〇円	四六二、〇二〇円
三四九月	五三四、六七〇円	四六四、八九〇円
三五〇月	五四八、一三〇円	四六七、七五〇円
三五二月	五四一、六〇〇円	四七〇、六一〇円
三五三月	五四五、〇六〇円	四七三、四七〇円
三五四月	五四八、五三〇円	四七六、三四〇円
三五五月	五五一、九九〇円	四七九、二〇〇円
三五六月	五五五、四五〇円	四八二、〇六〇円
三五七月	五六八、九二〇円	四八四、九三〇円
三五八月	五六九、三一〇円	四八七、七九〇円
三五九月	五六五、八五〇円	四九〇、六五〇円
三六〇月	五七一、七八〇円	四九三、五一〇円

## 〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました法案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、小規模企業者の福祉に寄与するため、小規模企業共済制度を創設し、その運営に当たる共済事業団の組織、業務、その他の事項を定めようとするものであります。

内容を申し上げますと、小規模企業者が事業廃止等の際に共済金の支給を受けられるようになります。掛け金は月額一口五百円で、一人十口を限度とし、共済金は、業者の事業の廃止、会社の解散及び三十年満期の際に受け取るのであります。が、なお、六十五歳以上で掛け金が二十年以上に及んだ場合とか、会社等の役員は、退職の際にも

支払いを請求できることになつておるのであります。

共済金は掛け金の納付月数に応じて支払われますが、業者の事業廃止、会社等の解散と満期の場合には、若干有利になつております。また、この掛け金については、生命保険料控除の対象となる、税の減税が認められることになつております。

本制度の実施の主体につきましては、全額政府出資による小規模企業共済事業団を設立して運営することになつております。昭和四十年度においては、資本金として四千万円、ほかに事業費補助金三千万円を補助することいたしております。

この事業団は、右の共済事業のほか、積立金一部を共済契約者たる小規模企業者またはその団体に対し還元融資も行なうことができることとしております。さうに、物価等経済事情の変動等に

対処するため、掛け金及び共済金等の額は少なくとも五年ごとに再検討するという条項もあります。

なお、衆議院におきましては、小規模企業の組合などの役員も、企業者と同様、本制度の対象とすることができるよう政令で定める旨の修正が行なわれました。

以上がこの法律案の要旨であります。当委員会では、質疑において、本制度と貯金との有利性の比較から、掛け金に比べて共済金の額が低きに過ぎるのではないかという問題、したがつて、政府出資や事務補助費をさらに増額するとか、税法上の優遇措置を講すべきではないかという問題などを中心に、熱心な論議が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(拍手)

○賛成者起立

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第十一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会理事光村基助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提案案は本院においてこれを可決しました。

昭和四十年四月二十二日  
参議院議長 重宗 雄三殿  
衆議院議長 船田 中

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のよう改正する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

○議長(重宗雄三君) 原子炉を設置した原子炉に係る許可

第二十三条の二 原子炉を設置した船舶(以下「原子力船」という。)で日本の国籍を有する者及び日本の方に設立された法人その他の団体以外の者(前条第一項の許可を受けた者(以下「原子炉設置者」という。)を除く。)が所有するもの(軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。)を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い原子炉を本邦内において保持する

ことをついて、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 船舶の名称

二 前条第二項第一号から第三号まで、第五号





參議院議長 重宗 雄三殿

食料品総合小売市場管理会法案  
食料品総合小売市場管理会法

## 目次

第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 役員等(第九条—第二十一条)
第三章 業務(第二十二条—第二十五条)
第四章 財務及び会計(第二十六条—第三十四条)
第五章 監督(第三十五条—第三十六条)
第六章 雜則(第三十七条—第四十三条)
附則
第一章 総則

て出資することができる。

(定款)

第五条 管理会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び運営審議会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十 管理会は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を監理会に出資している地方公共団体(以下「出資地方公共団体」といふ。)に通知しなければならない。

十一 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

十二 (役員の任命)

十三 第十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

十四 第十二条 (役員の欠格条項)

十五 第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

十六 第十三条 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員

十七 第十七条 理事長は、理事又は管理会の職員のうちから、管理会の従たる事務所の業務に關しあ切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

十八 第十八条 管理会の職員は、理事長が任命する。

十九 第十九条 管理会に運営審議会を置く。

二十 第十九条 管理会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他の管理会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

二十一 第十九条 運営審議会は、前項に規定する事項に關する意見を述べることができる。

二十二 第十九条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ運営審議会に諮詢しなければならない。

二十三 第十九条 理事長に意見を述べることができる。

二十四 第十九条 その役員に解任しなければならない。

二十五 第十九条 その役員を解任しなければならない。

二十六 第十九条 その役員を解任しなければならない。

二十七 第十九条 その役員を解任しなければならない。

二十八 第十九条 その役員を解任しなければならない。

二十九 第十九条 その役員を解任しなければならない。

総理する。

二 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

三 (役員の任命)

四 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

五 (役員の兼任禁止)

六 (役員の解任)

七 (役員の解任)

八 (役員の解任)

九 (役員の解任)

十 (役員の解任)

十一 (役員の解任)

十二 (役員の解任)

十三 (役員の解任)

十四 (役員の解任)

十五 (役員の解任)

十六 (役員の解任)

十七 (役員の解任)

十八 (役員の解任)

十九 (役員の解任)

二十 (役員の解任)

二十一 (役員の解任)

二十二 (役員の解任)

二十三 (役員の解任)

二十四 (役員の解任)

二十五 (役員の解任)

二十六 (役員の解任)

二十七 (役員の解任)

二十八 (役員の解任)

二十九 (役員の解任)

三十 (役員の解任)

係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ

うとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

四 (役員の解任)

五 (役員の解任)

六 (役員の解任)

七 (役員の解任)

八 (役員の解任)

九 (役員の解任)

十 (役員の解任)

十一 (役員の解任)

十二 (役員の解任)

十三 (役員の解任)

十四 (役員の解任)

十五 (役員の解任)

十六 (役員の解任)

十七 (役員の解任)

十八 (役員の解任)

十九 (役員の解任)

二十 (役員の解任)

二十一 (役員の解任)

二十二 (役員の解任)

二十三 (役員の解任)

二十四 (役員の解任)

二十五 (役員の解任)

二十六 (役員の解任)

二十七 (役員の解任)

二十八 (役員の解任)

三十 (役員の解任)

要な変更  
四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第二十条 運営審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、出資地方公共団体の長又はその推薦する者及び管理会の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十四条第一項の規定は、委員について準用する。

（役員及び職員の公務員たる性質）  
第二十一条 管理会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務  
（業務の範囲）  
第二十二条 管理会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域で政令で定める地域内において、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常その用に供する食料品（以下「生鮮食料品等」という。）を取扱品目とする第一条に規定する小売市場（以下「食料品総合小売市場」という。）の設置及び管理を行なうこと。

二 管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を經營する者に対する品質、価格その他その購入、保管及び販売に関する必要な事項についての指導を行なうこと。

三 前号に規定する者の当該小売業に係る生鮮食料品等の購入のあつせんを行ない、及び同号に規定する者の委託を受けて当該小売業に係る業務の一部を行なうこと。  
四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 管理会は、前項に規定する業務のほか、管理会の設置する食料品総合小売市場の用に供する土地の効率的利用を図るために、その食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設であわせて建設することを相当とするものの建設、管理及び処分を行なうことができる。

第二十三条 管理会は、前条第一項第一号に掲げる業務については、農林省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

2 農林大臣は、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売価格の形成に資するため特に必要があると認めるときは、管理会に対し、食料品総合小売市場の設置に關し、必要な指示をすることができる。

（業務方法書）

第二十四条 管理会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 管理会は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資地方公共団体に送付しなければならない。

（出資地方公共団体の長の意見の聴取）

第二十五条 管理会は、食料品総合小売市場を設置しようとするときは、当該食料品総合小売市場の設置及び管理に関する計画の概要について、当該食料品総合小売市場を設置しようとする場所をその区域に含む出資地方公共団体の意見を聞かなければならぬ。

（事業年度）  
第二十六条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（予算等の認可）  
第二十七条 管理会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

（財務諸表）  
第二十八条 管理会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資地方公共団体に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の規定により財務諸表を出資地方公共団体に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

（利益及び損失の処理）  
第二十九条 管理会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 管理会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）  
第三十条 管理会は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限

り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）  
第三十一条 管理会は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

（預金）  
第三十二条 管理会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（財産の処分等の制限）  
第三十三条 管理会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準

（給与及び退職手当の支給の基準）  
第三十四条 この法律に規定するもののほか、管理会の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

（監督）  
第三十五条 管理会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をることができ

る。

（報告及び検査）  
第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、報告をさせ、又はその職員に、管理会の事務所、事業所若しくは食料品総合小売市場に立ち

入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第六章 雜則

(書類の備付け及び閲覧)

第三十七条 管理会は、定款、業務方法書及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

2 出資地方公共団体及び管理会の債権者は前項に規定する書類の、管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を経営する者及び管理会が建設する第二十二条第二項の食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設の貸付けを受けた者は定款及び業務方法書の閲覧を求めることがで

きる。

(連絡等)

第三十八条 管理会は、その業務の運営については、第二十二条第一項第一号の政令で定める地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体と連絡するものとする。

2 前項に規定する地方公共団体は、管理会に対して協力するよう努めるものとする。

(解散)

第三十九条 管理会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五条第二項、第二十四条第一項、第二十一条第一項、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十三条第一項、第二十四条第二項、第三十二条又は第三十四条の農林省令を定めようとするとき。

三 第二十八条第一項又は第三十三条の承認をしようとするとき。

四 第三十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

#### 第七章 罰則

(罰則)

第四十一条 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした管理会の役員又は職員は三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした管理会の役員又は職員は三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資地方公共団体に合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第六条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

五 第三十二条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十五条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

七 第三十七条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、又は正当な理由がないのに、同条第二項の規定による書類の閲覧の請求につき、当該書類の閲覧を拒んだとき。

八 第四十三条第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 管理会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 この法律の施行の際現に食料品総合小売市場管理会といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

第二条 農林大臣は、管理会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命して、管理会の設立に關する事務を處理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

第五条 管理会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 管理会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

第七条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条 管理会の最初の事業年度の開始前に「食料品総合小売市場管理会」を、「日本蚕糸事業團法」の下に「食料品総合小売市場管理会法」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業團」の下に「食料品総合小売市場管理会」を加える。

第九条 第十九条第七号中「日本蚕糸事業團」の下に「食料品総合小売市場管理会」を、「日本蚕糸事業團法」の下に「食料品総合小売市場管理会法」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業團」の下に「食料品総合小売市場管理会」を加える。

第十条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の二号を加える。

六ノ二ノ六 食料品総合小売市場管理会ノ発

(所得稅法の一部改正)

第七条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第七条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第八条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第九条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 管理会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 この法律の施行の際現に食料品総合小売市場管理会といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更することによつて成立する。

第八条 管理会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 管理会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

第十条 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の二号を加える。

六ノ二ノ六 食料品総合小売市場管理会ノ発

(所得稅法の一部改正)

第七条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第七条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第八条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第九条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第十条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第十一條 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ五の次に次の二号を加える。

六ノ二ノ六 食料品総合小売市場管理会ノ発

(所得稅法の一部改正)

第七条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第八条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

第九条 附則第二条第一項の規定により指名されをしようとする場合に準用する。

## (法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本畜産事業団」の下に「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十四条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の次に次の二号を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本畜産事業団」の下に「食料品総合小売市場管理会」を設立する。

○仲原善一君登壇、拍手

○仲原善一君 ただいま議題となりました法律案について御報告いたします。

この法律案は、食料品総合小売市場管理会を設立し、近代的な経営方式を導入して、総合的に生鮮食料品等の小売り業を経営する小売り市場の設置及び管理等を行なわしめ、生鮮食料品等の流通合理化を促し、適正な小売り価格の形成に資し、国民生活の安定に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、さきの第四十六及び四十七回国会並びに本国会を通じて、十七回にわたる審査が行なわれました。本国会においては、生鮮食料品をめぐる生産、流通、価格に及ぶ対策の経過と改善方策、近代的流通のあり方、中央卸売市場の実態、小売り市場設置の構想と合理化の効果、市場入居業者の選定方法及び経営

方式とその指導方針、管理会の運営と性格、市場周辺などの一般小売り業者への影響と助成指導、生鮮食料品の产地直接仕入れについての考え方、本法案に対する世論の動向、臨時行政調査会の意見、小売り段階における通産、農林省の行政指導、大都市周辺の住宅建設計画と食料品の流通販売市場との関係など、広く諸般の問題について慎重な質疑が行なわれたのであります。この間、六人の参考人から意見が微せられました。

なお、四月二日の委員会では、一たん討論、修正議決が行なわれましたが、その後、八日の委員会において、本法案の修正議決報告書を撤回することが決定されました。

五月十一日、質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して渡辺委員から、「本法案は、価格引き下げの保証がない、業界の反対の官製スーパーで、營農集団による計画生産・出荷・価格安定・近代的流通、中央卸売市場の抜本改正はもちらん、消費者団体の組織化など、生産から消費に至る一貫した総合対策がなく、その効果は疑問である」として反対され、自由民主党を代表して森委員から、附則の規定中、管理会の最初の事業年度、所得税法と法人税法の改正規定の条文整理に関する修正案が提案され、食料品の生産と価格の安定、小売り業の近代化などをため、本法の効果的施行を希望し、修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、また、公明党を代表して北條委員から、むしろ既存業者の保護助成等を強調して反対意見が述べられ、さらに、民主社会党を代表して高山委員から、流通機構の根本改善が先決で、本小売り市場の設置のみでは効果がなく、行政簡素化にも反するなどの反対意見が述べられました。

続いて採決に入り、森委員提案の修正案どおり、多數をもつて本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許します。北村暢君。

○北村暢君登壇、拍手

○北村暢君 私は、日本社会党を代表して、本法案に反対の討論をいたします。

反対の第一の理由は、政府は本法の食料品総合小売り市場の設置をもつて物価対策の一枚看板と見なされなければなりません。これら流通改善上の重要な問題に根本的なメスを入れることなく、合理化の名のもとに、末端小売り業者にしわ寄せし、その責任を転嫁することは、私の断じて容認できません。

その三は、生鮮食料品小売り業者は、東京都では一万五千店、全国では十三万一千店に及んでおります。これらの小売り業者は、その大部分が零細経営であり、高度成長のひずみのもとに苦しめられています。

て、昭和三十八年度より、小売り商業店舗共同化資金を都道府県を通じて貸し付け、小売り業者の協業によるスーパー・マーケット、寄り合い百貨店等の設置を実施しているのであります。したがつて、本法施行によって、農林省の監督のもとに官営のモデル・スーパー・マーケットをつくることは、明らかに行政の混乱であります。関係業界は、農林省の監督のもとに一方所一億円で二十九ヶ所のモデルをつくるよりも、通産省の指導のもとに一方所一千円で二百九ヶ所の公設スーパーをつくるといふと、強く要望していります。

その二は、市場の設置は地域商店街と密接な関係があり、その協力がなければ成り立たないことは言うまでもありません。したがつて、地域の総合行政の観点から、モデル・スーパー・マーケットの設置は、農林大臣の監督下に置くことは不適当で、地方自治体に権限を委譲することが適切であると思ふのであります。通産省所管の小売り商業店舗共同化はこの趣旨すでに実施されており、さらにならば、大阪市の公設市場が成果をあげている例になら、これを一そろ近代化した公設スーパー・マーケットに国が助成をするといふ方式をとるべきであります。

反対の第三の理由は、性格のあいまいな管理会社による行政効果を期待することができないからであります。その一は、臨時行政調査会の答申によれば、人事管理の行き詰まりなどの理由から、政府関係機関が無秩序に乱立する傾向にあることを指摘し、これの整理統合を全面的に検討し、その改革の実施を早期に実現することを強く勧告しているのであります。その具体的な例として、各省を通じ十八の例のうち、農林省関係は八つを占めているのであります。しかるに農林省はこの答申を無視し、整理どころか、次々と事業団や特殊法人を新設させているのであります。その無軌道ぶりにはあきれるほはありません。臨時行政調査会の答申はあります。

その三は、生鮮食料品の販売業は長い経験と鏡に映るところの二は、市場の設置は地域商店街と密接な関係があり、その協力がなければ成り立たないことは言うまでもありません。したがつて、地域の総合行政の観点から、モデル・スーパー・マーケットの設置は、農林大臣の監督下に置くことは不適当で、地方自治体に権限を委譲することが適切であると思ふのであります。通産省所管の小売り商業店舗共同化はこの趣旨すでに実施されており、さらにならば、大阪市の公設市場が成果をあげている例になら、これを一そろ近代化した公設スーパー・マーケットに国が助成をするといふ方式をとるべきであります。

その四は、入居小売り業者は、今までの自営業を廃業して協業スーパーに参加するのであるから、もし万一失敗した場合、一体どうなるのでしょうか。法律には何らの保証措置もないのですから、小売り業者をモルモットにした生体実験以外の何ものでもありません。

以上、反対理由を申し述べましたが、最後に、本法律案に対する反対運動の現状について若干触れてみたいと思います。

本法案の内容が質疑を通じて明らかになるにつれて、関係業界の反対運動が日増しに高まってきたことは、御存じのとおりであります。青果関係の例のうち、農林省関係は八つを占めているのであります。しかし、農林省はこの答申を無視し、政府与党に陳情したこと、あるいは、中政連など九十二団体の参加する反対期成同盟が激しい反対陳情を重ね、四月二十八日には、ついにたま

申の趣旨を尊重する意味からも、管理会は設立すべきであります。

その二は、管理会の役員人事並びに業務の監督権は一切農林大臣が握り、地方公共団体の長はわずかに意見を述べることができることになつておられます。したがつて、管理会は、独立法人としての期待される能率發揮は不可能となり、農林省の出先機関化し、古手役人のうば捨て山となることは、従前の例に従じ、疑う余地のないところであります。

その三は、生鮮食料品の販売業は長い経験と鏡に映るところの二は、市場の設置は地域商店街と密接な関係があり、その協力がなければ成り立たないことは言うまでもありません。したがつて、地域の総合行政の観点から、モデル・スーパー・マーケットの設置は、農林大臣の監督下に置くことは不適当で、地方自治体に権限を委譲することが適切であると思ふのであります。通産省所管の小売り商業店舗共同化はこの趣旨すでに実施されており、さらにならば、大阪市の公設市場が成果をあげている例になら、これを一そろ近代化した公設スーパー・マーケットに国が助成をするといふ方式をとるべきであります。

その四は、入居小売り業者は、今までの自営業を廃業して協業スーパーに参加するのであるから、もし万一失敗した場合、一体どうなるのでしょうか。法律には何らの保証措置もないのですから、小売り業者をモルモットにした生体実験以外の何ものでもありません。

以上、反対理由を申し述べましたが、最後に、本法律案に対する反対運動の現状について若干触れてみたいと思います。

議員	出席者は左のとおり。	午後零時一分散会
市川 房枝君	重宗 雄三君	○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正どおり議決せられました。
林 塩君	庸政 謙徳君	本日は、これにて散会いたします。
北口 龍徳君	田中 茂穂君	○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。
石田 次男君	黒川 武雄君	○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でござります。
鈴木 文三君	井野 碩哉君	本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
前田 佳都男君	北條 勝利君	本日は、これにて散会いたします。
赤間 浅井	鬼木 勝利君	○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。
大竹平八郎君	西田 幸一君	本日は、これにて散会いたします。
鈴木 恭一君	西田 信一君	○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。
	桂君	本日は、これにて散会いたします。
	中野 文門君	○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。
	田中 啓一君	本日は、これにて散会いたします。

森部 隆輔君	二宮 文造君	加賀山之雄君
小平 芳平君	森 八三一君	
鈴木 一弘君	上原 正吉君	
上原 正吉君	松平 勇雄君	
岡崎 真一君	三木與吉郎君	
和泉 覚君	村上 義一君	
佐藤 尚武君	小山邦太郎君	
木暮武太夫君	篠森 順造君	
和田 光教君	沢田 一精君	
森田 タマ君	中上川 アキ君	
植木 鶴一君	源田 実君	
和田 鶴一君	久保 勘一君	
植垣弥一郎君	井川 伊平君	
山崎 斎君	川上 為治君	
山崎 斎君	坪山 德弥君	
植垣弥一郎君	天坊 裕彦君	
仲原 善一君	江藤 智君	
熊谷太三郎君	山下 春江君	
齊君	平島 敏夫君	
山崎 斎君	草葉 隆圓君	
竹中 恒夫君	黒川 武雄君	
仲原 善一君	木内 四郎君	
佐藤 芳男君	田中 茂穂君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	川野 三暁君	
利壽君	新谷寅三郎君	
繁雄君	木内 四郎君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	木内 四郎君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	
繁雄君	日高 広為君	
藤野 純一郎君	日高 広為君	
みづ君	日高 広為君	
植竹 春彦君	日高 広為君	
光君	日高 広為君	
春彦君	日高 広為君	
豊田 雅孝君	日高 広為君	
竹中 恒夫君	日高 広為君	
佐藤 芳男君	日高 広為君	
利壽君	日高 広為君	

高野 一夫君	斎藤 昇君
塙見 俊二君	村松 久義君
小柳 牧衛君	吉武 恵市君
林屋龜次郎君	郡 祐一君
安井 謙君	政府委員
高橋文五郎君	内閣法制局長官
矢山 有作君	國務大臣
瀬谷 英行君	愛知 摂一君
渡辺 勘吉君	郵政省電波監理
佐野 廣君	宮川 岸雄君
小柳 勇君	高橋 衛君
白井 武治君	津島 壽一君
小林 喜一君	小林 篤一君
宮澤 正君	林 虎雄君
大矢 定君	後藤 義隆君
下村 一君	柴谷 要君
田中 勝君	伊藤 顯道君
野溝 鈴木	古池 信三君
鈴木 強君	戸叶 武君
野坂 参三君	近藤 鶴代君
松本 賢一君	阿部 道子君
高山 恒雄君	杉原 荒太君
藤田 藤太郎君	阿部 竹松君
占部 秀男君	小林 武君
田上 松衡君	佐藤 芳男君
田畠 金光君	佐藤 光村
北村 幡君	横川 元治郎君
鈴木 繁天君	森 大和君
羽生 寿君	秋夫君
三七君	佐藤 与一君
國務大臣	忠隆君
内閣総理大臣	柳岡 勝治君
大蔵大臣	佐多 佐瀬
厚生大臣	宗司 君
農林大臣	神田 博君
通商産業大臣	田中 角榮君
運輸大臣	赤城 宗徳君
郵政大臣	櫻内 義雄君
運輸大臣	松浦周太郎君
郵政大臣	德安 實藏君

東京都公安条例の運用に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年四月二十一日

岩間 正男

参議院議長 重宗 雄三殿

東京都公安条例の運用に関する質問主意書  
東京都公安委員会は、「4・18全国統一行動代表者会議」が主催する「4・18全国統一行動」について、右大衆行動が本来目的とした国会、首相官邸およびアメリカ大使館周辺における集団示威行進を、一方的な進路変更の処分によつて許さなかつたと聞いている。

東京都公安委員会は、いつ、どこで、いかなる方法によつて、右進路変更の処分を決定したか。  
二、申請者が、国会、首相官邸、アメリカ大使館等に集団示威運動を行なうために進路を選んだ場合申請者の意思を無視し、一方的に進路変更の処分をなすことは、憲法の保障する表現の自由に対する不当な侵害であり、違憲の措置ではないか。

三、前記事例における進路変更処分は、いかなる法律上の根拠にもとづくのか。  
四、もし、いわゆる東京都公安条例第三条第一項但し書第六号による条件であるとすれば、「公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合」であつたことの具体的な事由を明らかにされたい。

五、申請者の意思を無視し、一方的に進路の変更

をおこなうことは、当該申請の進路に対する不可許可、または、当該申請に対する部分的禁止を意味するから、「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」でなければ、当初申請のまま認可しなければならないとする判決例がある(昭和三八年三月二七年一月二七日東京地方裁判所刑事第三部判決)。右各判決例は、いわゆる東京都公安条例は、実質的に届出制であり、「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」以外には、許可が義務づけられていると説く昭和三五年七月二〇日最高裁判所大法廷判決に従つたものである。

東京都公安委員会は、これら裁判所の判例にのつとつて具体的的事例における許否の処分をおこなつてゐるのかどうか。

六、前記「4・18全国統一行動」は、「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」にあつたのかどうか。

七、前記「4・18全国統一行動」の実施に際して、警備の警察官は、右集団示威進行参加者がもつていていたアーマー帝国主義は、トナムから出て行け」というスローガンを掲げた長さ約三メートルの横断幕を、部隊規制をもつて、強制的に撤去させたというが、右警察権の行使は、いかなる法律上の根拠にもとづくのか。

八、右の規制措置は、何人の指揮命令によつて、いかなる警察部隊がおこなつたのか。  
このよろづや警察権の行使は、不當に表現の自由を剝奪するものではないか。

九、内閣参質四八第四号  
昭和四十年四月三十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

参議院議員岩間正男君提出東京都公安条例の運用に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩間正男君提出東京都公安条例の運用に関する質問に對する答弁書

駐留米軍北富士演習場の自衛隊使用に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年四月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

山本伊三郎

駐留米軍北富士演習場の自衛隊使用に関する質問主意書

右質問する。

内閣参質四八第五号

昭和四十年五月四日

内閣總理大臣 佐藤 義作

参議院議員山本伊三郎君提出駐留米軍北富士演習場の自衛隊使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本伊三郎君提出駐留米軍北富士演習場の自衛隊使用に関する質問に対する答弁書

(一) 北富士演習場は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、合衆国軍隊に提供された施設及び区域であるが、昭和三十二年の岸・アイク共同声明に引きづく合衆国の陸上部隊の撤退以来、合衆国軍隊は、ほとんどこれを使用することなく、自衛隊がこれを単独的に、かつ常時的に使用している。このことは、同演習場が合衆国軍隊の施設及び区域としては、もはや不要となることを示すものであり、したがつて、政府は、すみやかに、合衆国政府に返還を要求し、施設及び区域の告示の取消しをなすべきものと考えるが、どうか。

(二) 施設及び区域は、日米安全保障条約及び地位協定により、合衆国軍隊の使用のために提供された物件である以上、北富士演習場を施設及び区域としたままでおきながら、自衛隊にこれを単独に、かつ常時的に使用させることは、施設及び区域の本質に背反し、したがつて、両条約に違反するものと考えるが、どうか。

(三) 北富士演習場は、国有地、山梨県の国有地及び私有地から成つてゐるが、現在、政府と山梨県及び土地所有者との間には、なんら賃貸借契約等政府との使用を認める契約が存在していない。それにもかかわらず、政府は、これらの土地を施設及び区域として、あまつさえそれを自衛隊に使用させてゐるが、これは、土地所有権を無断に侵害するものであつて、違法と考えるが、どうか。

算会計上の制約ならびに借料改訂の必要に基づく措置であり、したがつて、これらの土地を施設区域として提供し、また、前号により自衛隊に使用させることは、違法であるとは考えていません。

(一) 北富士演習場は、昭和三十二年頃から駐留部隊は、漸次撤退し、現在では、米海兵隊が東富士および北富士演習場を一體的に使用する訓練その他の演習に隨時使用しており、米軍にとって依然必要な施設である。

(二) 米軍の用に供している施設区域を日本側で共同使用するためには地位協定第二条4(b)の方式が望ましいのであるが、地位協定第三条1の管理権に基づいて日本側の使用を認めることも当然可能であり、北富士演習場における自衛隊の使用は右の管理権に基づくもので、安保条約および地位協定に違反するものではない。

(三) しかしながら、最近の米軍ならば自衛隊の使用実態よりみて、本演習場を自衛隊の施設として、米軍の使用については、地位協定第二条4(b)の規定により共同使用させる方が好ましいと考え、このことについて米軍および山梨県ならびに地元関係者と協議中である。

(一) 本演習場のうち、国有地以外の土地については、国は從前から土地所有者との間に賃貸借契約を締結しているが、借上の目的は米軍の使用に供することにあるので、その期限は米軍が使用している期間を通じての不確定期限と解するのが妥当であり、当初の契約は引き有効なものと考えている。

形式的に年年契約をおこなつてゐるのは、予

第十七号中正誤

ペシ 段 行

芸一 二五 民民

誤

国民

正

義七 三二 本併

本件

昭和四十年五月十二日 参議院会議録第十八号

明治二十五年三月一日第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
(たなじ良質紙は三十円)		
<hr/>		
<hr/>		
發行所		
大	藏	省
電話	東京	印 刷 局
東京	五八一	四四二二六